

発行 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

- 消費者安全法に基づく登録試験機関の代表者の氏名の変更を公示する件
(消費者庁一三)
- 東日本大震災復興特別区域法第四十一条第一項に規定する指定金融機関を指定した件 (復興庁七九)
- 時刻認証業務の認定に関する規程第五条第二項において準用する同規程第三条第一項に規定する時刻認証業務の変更認定に関する件
(総務三九二)
- アフガニスタン・イスラム共和国における国境地域における経済活動の促進による女性の生計向上計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件 (外務四五六)

- 消費者安全法に基づく登録試験機関の代表者の氏名の変更を公示する件
(消費者庁一三)
- 東日本大震災復興特別区域法第四十一条第一項に規定する指定金融機関を指定した件 (復興庁七九)
- 時刻認証業務の認定に関する規程第五条第二項において準用する同規程第三条第一項に規定する時刻認証業務の変更認定に関する件
(総務三九二)
- 海上における射撃訓練を実施する件
(防衛二六八、二七四)
- 道路に関する件
(東北地方整備局九八)
- 道路に関する件
(関東地方整備局二五〇)
- 道路に関する件
(九州地方整備局一三六)

二

〔その他告示〕

日 次

- ヨルダン・ハシェミット王国政府に対する贈与に関する日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の書簡の交換に関する件
(同四五七)
- 食糧援助に関する日本国政府とトーヨー共和国政府との間の書簡の交換に関する件 (同四五八)

- 〔国会事項〕
企業年金基金変更関係
- 〔人事異動〕
内閣 財務省
- 〔皇室事項〕
- 〔人事異動〕
内閣 財務省

- 砂防法第二条の土地の指定を解除する件 (同一〇六二、一〇六五)
- 一般財団法人新日本検定協会から登録事項の変更の届出があつた件
(同一〇六六)
- 海上における射撃訓練を実施する件
(防衛二六八、二七四)
- 道路に関する件
(東北地方整備局九八)
- 道路に関する件
(関東地方整備局二五〇)
- 道路に関する件
(九州地方整備局一三六)

- 貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示 (金融庁)
- 公証人任免 (法務省)
- 労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について
(厚生労働省)
- 日本国に帰化を許可する件
(法務省告示配一五五)

官庁事項

官庁報告

- | | | | |
|---------------------------------|-----|-------------------|----------------------|
| 六 | 五 | 三 | 二 |
| 官 庁 | 公 訂 | 法 务 | 内 閣 |
| 諸 事 項 | 公 告 | 公 証 人 任 免 (法 務 省) | 財 务 省 |
| 官 庁 | 公 告 | 公 証 人 任 免 (法 務 省) | 〔国会事項〕
企業年金基金変更関係 |
| 公 示 送 達 関 係 | | | 〔人事異動〕
内 閣 財 务 省 |
| 裁 判 所 | | | 〔人事異動〕
内 閣 財 务 省 |
| 相 繼、失 踪、除 権 決 定、破 産、免 責、再 生 関 係 | | | 〔人事異動〕
内 閣 財 务 省 |
| | | | 特 殊 法 人 等 |
| | | | 地 方 公 共 団 体 |
| | | | 特 定 空 家 等 関 係 |
| | | | 会 社 そ の 他 |

一〇

九 八

八

八

七

七

三

一〇

そ の 他 告 白

○消費者庁告示第十三号

消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第十二条の十四の規定に基づき、同法第十二条の九に規定する登録試験機関に係る登録を受けた独立行政法人国民生活センターから、代表者の氏名を次のように変更する旨の届出があつたので、同法第十二条の二十六の規定に基づき公示する。

令和七年十二月十日

消費者庁長官 堀井奈津子

変更前の代表者の氏名	変更後の代表者の氏名	変更年月日
山田 昭典	村井 正親	令和七年六月一日

○復興庁告示第七号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、令和七年十月二十四日付けで認定した復興推進計画（喜多方市復興推進計画（認定番号福島第百五十号））に係る指定金融機関を令和七年十一月二十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

令和七年十二月十日

内閣総理大臣 高市 早苗

一 名称 株式会社三菱UFJ銀行

二 住所 東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

○復興庁告示第八号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、令和七年十月二十四日付けで認定した復興推進計画（喜多方市復興推進計画（認定番号福島第百五十号））に係る指定金融機関を令和七年十一月二十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

令和七年十二月十日

内閣総理大臣 高市 早苗

一 名称 株式会社東邦銀行

二 住所 福島市大町三番二十五号

○復興庁告示第九号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、令和七年十月二十四日付けで認定した復興推進計画（認定番号福島第百五十号）に係る指定金融機関を令和七年十一月二十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

令和七年十二月十日

内閣総理大臣 高市 早苗

一 名称 会津信用金庫

二 住所 福島県会津若松市馬場町二番十六号

○総務省告示第三百九十一号

時刻認証業務の認定に関する規程（令和三年総務省告示第百四十六号）第五条第二項において準用する同規程第三条第一項の規定に基づき、次の時刻認証業務に係る変更を認定したので、同規程第五条第二項において準用する同規程第三条第四項の規定に基づき公示する。

令和七年十二月十日

総務大臣 林 芳正

1 変更認定に係る時刻認証業務の名称 MINDタイムスタンプサービス

2 変更認定に係る時刻認証業務を行う者の法人番号 2010401059681

3 変更認定に係る時刻認証業務を行なう者の名称 三菱電機デジタルイノベーション株式会社

4 変更認定に係る時刻認証業務を行う者の名称の英語表記 Mitsubishi Electric Digital Innovation Corporation

5 変更認定に係る時刻認証業務を行う者の住所 東京都港区芝浦4-6-8

○外務省告示第四百五十七号

令和七年十一月十一日に東京で、ヨルダン・ハシェミット王国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がヨルダン・ハシェミット王国政府との間に行われた。

1 協力の目的及び内容 経済社会開発に係る計画等を実施するため必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2 贈与額 七億四千五百万円

署名者 日本側 浅利秀樹在ヨルダン大使 ヨルダン側 ゼイナ・トーカー・アブドン計画・国際協力大臣

3 2 合意の目的及び内容 経済社会開発に係る計画等を実施するため必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

署名者 日本側 浅利秀樹在ヨルダン大使 ヨルダン側 ゼイナ・トーカー・アブドン計画・国際協力大臣

3 2 合意の目的及び内容 経済社会開発に係る計画等を実施するため必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

署名者 日本側 浅利秀樹在ヨルダン大使 ヨルダン側 ゼイナ・トーカー・アブドン計画・国際協力大臣

3 2 合意の目的及び内容 経済社会開発に係る計画等を実施するため必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

署名者 日本側 浅利秀樹在ヨルダン大使 ヨルダン側 ゼイナ・トーカー・アブドン計画・国際協力大臣

3 2 合意の目的及び内容 経済社会開発に係る計画等を実施するため必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

署名者 日本側 浅利秀樹在ヨルダン大使 ヨルダン側 ゼイナ・トーカー・アブドン計画・国際協力大臣

3 2 合意の目的及び内容 経済社会開発に係る計画等を実施するため必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

署名者 日本側 浅利秀樹在ヨルダン大使 ヨルダン側 ゼイナ・トーカー・アブドン計画・国際協力大臣

3 2 合意の目的及び内容 経済社会開発に係る計画等を実施するため必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

署名者 日本側 浅利秀樹在ヨルダン大使 ヨルダン側 ゼイナ・トーカー・アブドン計画・国際協力大臣

3 2 合意の目的及び内容 経済社会開発に係る計画等を実施するため必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

署名者 日本側 浅利秀樹在ヨルダン大使 ヨルダン側 ゼイナ・トーカー・アブドン計画・国際協力大臣

3 2 合意の目的及び内容 経済社会開発に係る計画等を実施するため必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

署名者 日本側 浅利秀樹在ヨルダン大使 ヨルダン側 ゼイナ・トーカー・アブドン計画・国際協力大臣

3 2 合意の目的及び内容 経済社会開発に係る計画等を実施するため必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

署名者 日本側 浅利秀樹在ヨルダン大使 ヨルダン側 ゼイナ・トーカー・アブドン計画・国際協力大臣

○農林水産省告示第千八百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十二月十日

農林水産大臣 鈴木 憲和

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

2 主伐として伐採をすることができる立木

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(二) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(三) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(五) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(六) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(七) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(八) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(九) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(十) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(十一) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(十二) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(十三) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(十四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(十五) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(十六) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(十七) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(十八) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(十九) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(二十) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

○国土交通省告示第十六十一号
砂防法（明治三〇年法律第十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三〇年勅令第三百八十一号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十一月十日

国土交通大臣 金子 恵之
砂防法第二条の土地に係る河川の名称

1 中口沢川 砂防法第二条の土地の表示

長野県下伊那郡喬木村の区域内の土地のうち、次の一点から百三十三点までを順次結んだ線及び一点と百三十三点を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十七年建設省告示第千一百八十三号で指定した加賀須川に掲げる土地の区域及び昭和三十二年建設省告示第千六百九十一号で指定した加賀須川に掲げる土地の区域を除く）

番	北緯	東経
1	35°29'47.3948"	137°56'34.8236"
2	35°29'46.7248"	137°56'35.8636"
3	35°29'46.2207"	137°56'36.4026"
4	35°29'46.2230"	137°56'36.8955"
5	35°29'44.4796"	137°56'37.4746"
6	35°29'43.5226"	137°56'37.9107"
7	35°29'43.1075"	137°56'38.0016"
8	35°29'42.6925"	137°56'38.1707"
9	35°29'42.3505"	137°56'38.4467"
10	35°29'41.9385"	137°56'38.5537"
11	35°29'41.8745"	137°56'38.5537"
12	35°29'41.4995"	137°56'38.7417"
13	35°29'41.0694"	137°56'39.0377"
14	35°29'40.6079"	137°56'40.6397"
15	35°29'38.2369"	137°56'43.1186"
16	35°29'34.1750"	137°56'45.5475"

17	35°29'33.5311"	137°56'47.4145"
18	35°29'32.9472"	137°56'47.4514"
19	35°29'32.3332"	137°56'48.1141"
20	35°29'32.2640"	137°56'48.2085"
21	35°29'29.7029"	137°56'49.1245"
22	35°29'29.2969"	137°56'49.0145"
23	35°29'28.9226"	137°56'49.2446"
24	35°29'28.1290"	137°56'49.8372"
25	35°29'26.8122"	137°56'51.3278"
26	35°29'26.7838"	137°56'51.5764"
27	35°29'25.7557"	137°56'52.2774"
28	35°29'25.2657"	137°56'52.8454"
29	35°29'25.2767"	137°56'53.4143"
30	35°29'23.8596"	137°56'53.4513"
31	35°29'23.4286"	137°56'53.6983"
32	35°29'21.3896"	137°56'54.0943"
33	35°29'20.6865"	137°56'54.1083"
34	35°29'20.1956"	137°56'53.0571"
35	35°29'18.8073"	137°56'52.6643"
36	35°29'18.7348"	137°56'52.6289"
37	35°29'17.4905"	137°56'52.1773"
38	35°29'16.7193"	137°56'51.7120"
39	35°29'15.1531"	137°56'51.7777"
40	35°29'14.8504"	137°56'51.9184"
41	35°29'13.8082"	137°56'52.8775"
42	35°29'12.7095"	137°56'55.0371"
43	35°29'11.7170"	137°56'56.4497"
44	35°29'11.6952"	137°56'56.4831"

45	35°29'11.8412"	137°56'57.0191"
46	35°29'10.9192"	137°56'57.9930"
47	35°29'10.1792"	137°56'56.9140"
48	35°29'09.8622"	137°56'55.7531"
49	35°29'10.6002"	137°56'55.3721"
50	35°29'11.8143"	137°56'53.6803"
51	35°29'11.8183"	137°56'52.9883"
52	35°29'11.8155"	137°56'52.3807"
53	35°29'12.2322"	137°56'51.8465"
54	35°29'12.3643"	137°56'51.6674"
55	35°29'13.3663"	137°56'50.6344"
56	35°29'14.6634"	137°56'50.0354"
57	35°29'14.8514"	137°56'49.9405"
58	35°29'15.5824"	137°56'49.6535"
59	35°29'16.1995"	137°56'49.8375"
60	35°29'16.9765"	137°56'49.9685"
61	35°29'17.6895"	137°56'50.4354"
62	35°29'17.8025"	137°56'50.5714"
63	35°29'18.3205"	137°56'50.7814"
64	35°29'19.7186"	137°56'50.6095"
65	35°29'20.4646"	137°56'51.2604"
66	35°29'21.2576"	137°56'51.9054"
67	35°29'21.6696"	137°56'51.6374"
68	35°29'23.0147"	137°56'51.1224"
69	35°29'23.4057"	137°56'50.9834"
70	35°29'24.4997"	137°56'50.5485"
71	35°29'24.5417"	137°56'50.5485"
72	35°29'24.7367"	137°56'50.4185"

73	35°29'25.3638"	137°56'49.7555"
74	35°29'25.5108"	137°56'49.8655"
75	35°29'25.7098"	137°56'49.7435"
76	35°29'25.7428"	137°56'49.3325"
77	35°29'26.6531"	137°56'49.0327"
78	35°29'26.6949"	137°56'49.0004"
79	35°29'27.4029"	137°56'48.2005"
80	35°29'28.6319"	137°56'47.5315"
81	35°29'29.3019"	137°56'47.2106"
82	35°29'30.2180"	137°56'47.2895"
83	35°29'30.5620"	137°56'47.0736"
84	35°29'31.2300"	137°56'46.3676"
85	35°29'31.6170"	137°56'46.0046"
86	35°29'32.0230"	137°56'45.0096"
87	35°29'32.4981"	137°56'43.4326"
88	35°29'33.1401"	137°56'41.6326"
89	35°29'34.6162"	137°56'41.2736"
90	35°29'34.8602"	137°56'41.1096"
91	35°29'35.6082"	137°56'41.0877"
92	35°29'35.9932"	137°56'41.0076"
93	35°29'36.3063"	137°56'41.1740"
94	35°29'36.3622"	137°56'41.1914"
95	35°29'37.4063"	137°56'41.0666"
96	35°29'37.5133"	137°56'40.8896"
97	35°29'37.9033"	137°56'40.0316"
98	35°29'38.2643"	137°56'39.5257"
99	35°29'38.3943"	137°56'39.0807"
100	35°29'38.7474"	137°56'38.1537"
101	35°29'40.5744"	137°56'37.2937"

二 砂防法第二条の土地の表示
熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字吉田の区域内の土地のうち、次の一地点から七点までを順次結んだ線及び一点と七点を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成三年建設省告示第千十九号で指定した同号十七に掲げる土地の区域を除く。）

一 砂防法第二条の土地の名称
保手ヶ谷川二
二 砂防法第二条の土地の表示
熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字吉田の区域内の土地のうち、次の一地点から七点までを順次結んだ線及び一点と七点を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成三年建設省告示第千十九号で指定した同号十七に掲げる土地の区域を除く。）

○国土交通省告示第千六百六十一号
砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。
令和七年十一月十日

一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
中口沢川
二 砂防法第二条の土地の表示
昭和三十六年建設省告示第二千八百三十号で指定した中口沢川に掲げる土地の区域

○国土交通省告示第千六百六十二号
砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。
令和七年十一月十日

一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
国土交通大臣 金子 恭之
二 砂防法第二条の土地の表示
赤法花国有林

○国土交通省告示第千六百六十三号
砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十一号）第一条の規定に基づき、告示する。
令和七年十一月十日

一 砂防法第一条の土地に係る河川の名称
国土交通大臣 金子 恭之
二 砂防法第一条の土地の表示
金ヶ入沢

○国土交通省告示第千六百六十四号
砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十一号）第一条の規定に基づき、告示する。
令和七年十一月十日

点	北緯	東経
102	35°29'41.8315"	137°56'36.7377"
103	35°29'42.4225"	137°56'36.1967"
104	35°29'43.3606"	137°56'35.3937"
105	35°29'43.5626"	137°56'35.2037"
106	35°29'44.3677"	137°56'35.3777"
107	35°29'45.4167"	137°56'34.9496"
108	35°29'45.4717"	137°56'34.7976"
109	35°29'45.7157"	137°56'34.5987"
110	35°29'45.9658"	137°56'34.1916"
111	35°29'46.3388"	137°56'33.7176"
112	35°29'46.9728"	137°56'32.9316"
113	35°29'47.0038"	137°56'33.6616"

○防衛省告示第一百六十八号
海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
令和七年十二月十日

(一)

変更前

福岡県福岡市博多区中呉服町2番7号

変更後

福岡県福岡市西区愛宕二丁目11番5号

(二)

変更月日

令和七年十一月一日

(三)

変更月日

令和七年十一月一日

(四)

変更月日

令和七年十一月一日

(五)

変更月日

令和七年十一月一日

(六)

変更月日

令和七年十一月一日

(七)

変更月日

令和七年十一月一日

(八)

変更月日

令和七年十一月一日

(九)

変更月日

令和七年十一月一日

(十)

変更月日

令和七年十一月一日

(十一)

変更月日

令和七年十一月一日

(十二)

変更月日

令和七年十一月一日

(十三)

変更月日

令和七年十一月一日

(十四)

変更月日

令和七年十一月一日

(十五)

変更月日

令和七年十一月一日

(十六)

変更月日

令和七年十一月一日

(十七)

変更月日

令和七年十一月一日

(十八)

変更月日

令和七年十一月一日

(十九)

変更月日

令和七年十一月一日

(二十)

変更月日

令和七年十一月一日

(二十一)

変更月日

令和七年十一月一日

(二十二)

変更月日

令和七年十一月一日

(二十三)

変更月日

令和七年十一月一日

(二十四)

変更月日

令和七年十一月一日

(二十五)

変更月日

令和七年十一月一日

(二十六)

変更月日

令和七年十一月一日

(二十七)

変更月日

令和七年十一月一日

(二十八)

変更月日

令和七年十一月一日

(二十九)

変更月日

令和七年十一月一日

(三十)

変更月日

令和七年十一月一日

(三十一)

変更月日

令和七年十一月一日

(三十二)

変更月日

令和七年十一月一日

(三十三)

変更月日

令和七年十一月一日

(三十四)

変更月日

令和七年十一月一日

(三十五)

変更月日

令和七年十一月一日

(三十六)

変更月日

令和七年十一月一日

(三十七)

変更月日

令和七年十一月一日

(三十八)

変更月日

令和七年十一月一日

(三十九)

変更月日

令和七年十一月一日

(四十)

変更月日

令和七年十一月一日

(四十一)

変更月日

令和七年十一月一日

(四十二)

変更月日

令和七年十一月一日

(四十三)

変更月日

令和七年十一月一日

(四十四)

変更月日

令和七年十一月一日

(四十五)

変更月日

令和七年十一月一日

(四十六)

変更月日

令和七年十一月一日

(四十七)

変更月日

令和七年十一月一日

(四十八)

変更月日

令和七年十一月一日

(四十九)

変更月日

令和七年十一月一日

(五十)

変更月日

令和七年十一月一日

(五十一)

変更月日

令和七年十一月一日

(五十二)

変更月日

令和七年十一月一日

(五十三)

変更月日

令和七年十一月一日

(五十四)

変更月日

令和七年十一月一日

(五十五)

変更月日

令和七年十一月一日

(五十六)

変更月日

令和七年十一月一日

(五十七)

変更月日

令和七年十一月一日

(五十八)

変更月日

令和七年十一月一日

(五十九)

変更月日

令和七年十一月一日

(六十)

変更月日

令和七年十一月一日

(六十一)

変更月日

令和七年十一月一日

(六十二)

変更月日

令和七年十一月一日

(六十三)

変更月日

令和七年十一月一日

(六十四)

変更月日

令和七年十一月一日

(六十五)

変更月日

令和七年十一月一日

(六十六)

変更月日

令和七年十一月一日

(六十七)

変更月日

令和七年十一月一日

(六十八)

変更月日

令和七年十一月一日

(六十九)

変更月日

令和七年十一月一日

(七十)

変更月日

令和七年十一月一日

(七十一)

変更月日

令和七年十一月一日

(七十二)

変更月日

令和七年十一月一日

(七十三)

変更月日

令和七年十一月一日

(七十四)

変更月日

令和七年十一月一日

(七十五)

変更月日

令和七年十一月一日

(七十六)

変更月日

令和七年十一月一日

(七十七)

変更月日

令和七年十一月一日

(七十八)

変更月日

令和七年十一月一日

(七十九)

変更月日

令和七年十一月一日

(八十)

<p>注)1 所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（2以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。</p> <p>2 略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。</p> <p>送致領告示配紙回数五十回印</p> <p>本組の報の母語に添え日本國に在住の姓が、日本語で記載する。</p> <p>今後や好む事四十回 送致大臣 幸口 進</p> <p>住所 札幌市清田区 アブダル・マナン・アブダル・カリク 昭和62年3月10日生 住所 群馬県館林市 ウイリアン・ショウイチ・アイハラ 平成9年8月2日生 住所 横浜市西区 林群喬 昭和63年6月5日生 住所 岡山市中区 アンバー・リー・ユーン・ラー 令和4年3月28日生 住所 千葉県船橋市 鄭花 昭和58年6月29日生 李佳燕 平成23年5月19日生 李珉赫 平成25年5月10日生 住所 長野県伊那市 應旭儀 昭和41年5月16日生 住所 茨城県土浦市 ジュリアナ・チエミ・イチムラ 昭和62年4月28日生 住所 静岡県島田市 スンダル・アルヤル 平成2年6月29日生 スサム・アルヤル 令和元年12月23日生 サウン・アルヤル 令和6年2月19日生 住所 群馬県安中市 バダム・バハドゥル・ラナバト 平成7年9月25日生 住所 神奈川県高座郡寒川町 耿雨諾 平成26年2月6日生 住所 長野県大町市 朴美南 昭和57年4月18日生</p>	<p>住所 長野県上田市 ダフネ・アケミ・ヤミレ・マソッティ・コック ス 平成18年11月23日生 住所 岡山市東区 ナラヤン・ブラサード・ガウタム 平成2年5月17日生 住所 群馬県館林市 ビヨガ・タマン 平成4年2月15日生 住所 大阪市淀川区 尹彩響 平成8年6月5日生 住所 大阪市生野区 左京恵 昭和50年1月2日生 住所 大阪府守口市 李二三夫 昭和38年4月29日生 住所 千葉県八千代市 金曜華 平成元年1月14日生 住所 千葉市緑区 コディトワック・阿拉チゲ・ドン・ダミット・チャーマラ・クマラ 平成4年2月6日生 住所 千葉県佐倉市 ユスフ・シャビル・フセン・ジャリワラ 昭和53年5月8日生 イブラヒム・ユスフ・ジャリワラ 平成22年6月9日生 ブルハヌッディン・ユスフ・ジャリワラ 平成25年5月8日生 モハンマド・ユスフ・ジャリワラ 令和2年4月30日生 住所 東京都板橋区 ビカル・マハルジャン 平成6年4月11日生 住所 東京都渋谷区 童天 平成9年1月12日生 住所 東京都小金井市 劉濤 平成元年3月27日生 王庄子 平成3年7月25日生 劉英樹 平成28年3月19日生 劉皓瑞 令和6年9月18日生 住所 北九州市小倉北区 韓史愛 昭和47年12月4日生 住所 福岡市中央区 許昌道 昭和38年11月28日生</p>	<p>住所 北九州市戸畠区 吳沂麒 平成18年8月18日生 住所 栃木県河内郡上三川町 サナエ・シオヌマ 平成4年11月29日生 住所 大分県別府市 ジャヤウィーラ・阿拉チラグ・ディラーン・ティリナ 平成2年9月13日生 ジャヤウィーラ・阿拉チラグ・レオン・ケミル 令和3年3月30日生 住所 群馬県太田市 アナンタ・ラズ・パンデ 平成4年11月14日生 住所 群馬県吾妻郡草津町 ビノド・グルン 平成3年7月18日生 エミ・グルン 令和2年4月8日生 アイリン・グルン 令和4年10月19日生 住所 千葉県船橋市 趙博申 平成16年2月29日生 住所 北海道帯広市 ウイリアン・ヒトシ・ハマダ 平成4年4月28日生 住所 東京都江東区 イア・リムセアン 平成5年2月5日生 イア・ウドム・ヴィッタラ 令和7年1月12日生 住所 東京都足立区 趙龍云 昭和54年1月10日生 魏海燕 昭和57年1月2日生 趙世允 平成24年1月30日生 趙世彬 平成24年1月30日生 住所 東京都北区 カジ・モハメド・サカワット・ホセイン 昭和62年2月8日生 住所 大阪府箕面市 白樺林 昭和59年5月20日生 住所 大阪府守口市 魏曉慧 昭和52年3月14日生 住所 東京都荒川区 曹美 昭和57年7月2日生 惲花音 平成30年11月18日生 住所 東京都板橋区 毛淑慧 平成3年2月5日生</p>	<p>住所 東京都練馬区 シフアトウール・ラハマン 平成7年5月24日生 シドラトウル・シラット 令和5年4月16日生 住所 東京都千代田区 朱玄礎 平成元年7月28日生 住所 東京都練馬区 阿麗亞里木 昭和52年9月17日生 住所 東京都江戸川区 ナン・タジン・ミヤ・モー 平成4年7月28日生 住所 東京都荒川区 左智惠 平成2年10月18日生 住所 大阪市鶴見区 崔政達 平成4年9月10日生 住所 大阪市阿倍野区 フィデリア・グラシア 平成5年4月24日生 住所 大阪市浪速区 鍾金珠 昭和57年3月13日生 孫櫻嘉 令和3年11月29日生 住所 大阪市浪速区 吳孟秋 平成6年11月16日生 住所 大阪府寝屋川市 キムベーリ・アン・ブガリン・セラーノ 平成10年6月29日生 住所 大阪市此花区 宮大飛 昭和54年10月25日生 宮子悦 平成25年2月4日生 住所 堺市堺区 金豊大 平成8年5月6日生 住所 大阪府東大阪市 崔敬子 昭和53年7月26日生 崔亮佑 平成17年11月14日生 住所 大阪市阿倍野区 張晶晶 平成8年7月16日生 住所 大阪市淀川区 于喜洋 平成6年5月19日生 住所 千葉県市川市 メリナ・シュレスター 平成6年12月20日生 住所 東京都港区 朴優花 平成7年6月17日生 住所 千葉県船橋市 金由美子 昭和28年4月26日生 林寛与 昭和54年11月13日生</p>
---	--	--	--

公 告

総 報 告

公示送達

再審請求人 東京都府中市美好町2-47-4
沢井荘201
鹿島 元

上記の者に送達すべき令和7年労第178号業務上外関係再審査請求事件に関する裁決書の副本は労働保険審査会（東京都港区芝公園1-5-32労働委員会会館内）が保管し、いつでも再審査請求人に交付するから、その受領方を申し出られたい。

労働保険審査官及び労働保険審査会法第50条において準用する同法第20条第2項ただし書及び第3項の規定により公示する。

令和7年12月10日

労働保険審査会会長 甲斐 哲彦
(備考) 裁決の主文及び年月日

令和7年労第178号 業務上外関係再審査請求事件

裁決の主文 本件再審査請求を棄却する。
裁決年月日 令和7年10月3日

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年(家)第72537号

東京都豊島区西池袋3丁目25番15号

申立人 司法書士法人津田事務所

本籍東京都品川区小山台2丁目6番、最後の住所東京都大田区西馬込2丁目28番6号ツクイ・サンシャイン西馬込319、死亡の場所東京都大田区、死亡年月日令和7年5月31日、出生の場所東京市杉並区、出生年月日昭和18年4月17日、職業無職

被相続人 亡 遠藤 肇

事務所東京都千代田区麹町2丁目4番11号麹町スクエアプラザ10階 クレド法律事務所

相続財産清算人 弁護士 島津 守

催告期間満了日 令和8年6月30日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第72658号

東京都江東区南砂3丁目4番3号

申立人 海保 祐子

本籍東京都千代田区西神田3丁目7番地1、最後の住所東京都江戸川区江戸川5丁目4番地2 特別養護老人ホーム古川親水苑、死亡の場所東京都江戸川区、死亡年月日令和7年6月13日、出生の場所東京都江東区、出生年月日昭和28年8月3日、職業無職

被相続人 亡 秋山 朱実

事務所東京都千代田区丸の内2丁目6番1号丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

相続財産清算人 弁護士 濱 史子

催告期間満了日 令和8年6月30日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第90879号

東京都港区浜松町2丁目3番1号

申立人 リサR T債権回収株式会社

本籍東京都小平市学園東町2丁目37番地、最後の住所東京都武蔵村山市岸3丁目35番地の18、死亡の場所東京都武蔵村山市、死亡年月日推定令和6年12月25日、出生の場所福岡県田川市、出生年月日昭和27年12月29日、職業不明

被相続人 亡 吉岡 春雄

事務所東京都八王子市明神町2丁目27番6号文秀ビル5階 弁護士法人ひまわりパートナーズ 八王子ひまわり法律事務所

相続財産清算人 弁護士 大山 晃平

催告期間満了日 令和8年6月22日

東京家庭裁判所立川支部

令和7年(家)第30228号

岡山市北区春日町5番6号

申立人 弁護士法人岡山パブリック法律事務所
本籍岡山県瀬戸内市邑久町豆田901番地、最後の住所岡山県瀬戸内市邑久町豆田453番地、死亡の場所岡山県岡山市東区、死亡年月日令和6年12月3日、出生の場所朝鮮慶尚南道馬山府、出生年月日昭和10年5月12日、職業無職

被相続人 亡 岸野 吉利

事務所岡山市北区南方3丁目8番41号

相続財産清算人 弁護士 原田 幸治

催告期間満了日 令和8年6月22日

岡山家庭裁判所

令和7年(家)第30234号

岡山県岡山市北区学南町3丁目8-23-1

申立人 田尻 聖美

本籍岡山県岡山市北区田益1565番地、最後の住所岡山県岡山市北区津島東1丁目3番17号、死亡の場所岡山県赤磐市、死亡年月日令和6年6月25日、出生の場所岡山県御津郡横井村、出生年月日昭和18年3月15日、職業無職

被相続人 亡 青井 宏允

事務所岡山市北区番町1丁目5番5号

相続財産清算人 弁護士 池田 曜生

催告期間満了日 令和8年6月22日

岡山家庭裁判所

令和7年(家)第90884号

東京都日野市多摩平1丁目11番地の4かたぐり法律事務所

申立人 大森 要

本籍東京都世田谷区船橋1丁目326番地、最後の住所東京都東村山市富士見町2丁目1番地2第2万寿園、死亡の場所東京都東村山市、死亡年月日令和7年8月5日、出生の場所東京府荏原郡世田谷町、出生年月日昭和4年11月14日、職業無職

被相続人 亡 秋元波類美

事務所東京都日野市多摩平1丁目11番地の4かたぐり法律事務所

相続財産清算人 弁護士 大森 要

催告期間満了日 令和8年6月22日

東京家庭裁判所立川支部

令和7年(家)第90894号

東京都豊島区西池袋1丁目29番5号山の手ビル3階B号室 近藤法律事務所

申立人 近藤 誠一

本籍東京都東久留米市本町2丁目1番、最後の住所東京都清瀬市下清戸2丁目555番地9、死亡の場所東京都清瀬市、死亡年月日令和7年6月15日、出生の場所東京都杉並区、出生年月日昭和31年12月4日、職業無職

被相続人 亡 濱 雄一郎

事務所東京都町田市原町田1丁目1番3号ハイストーンビル303弁護士法人ノア まちだ駒津法律事務所

相続財産清算人 弁護士 佐々木奈美子

催告期間満了日 令和8年6月22日

東京家庭裁判所立川支部

令和7年(家)第2029号

山形県鶴岡市三光町5番18号

申立人 菅原 宏樹

本籍山形県鶴岡市双葉町14番地、最後の住所山形県鶴岡市双葉町14番6号、死亡の場所山形県鶴岡市、死亡年月日令和5年10月11日ころから20日ころまでの間、出生の場所山形県鶴岡市、出生年月日昭和33年7月28日、職業無職

被相続人 亡 池田 伸

事務所山形県鶴岡市宝町2-15わきやま法律事務所

相続財産清算人 弁護士 脇山 拓

催告期間満了日 令和8年6月22日

山形家庭裁判所鶴岡支部

令和7年(家)第90895号

東京都渋谷区西原2-17-3

申立人 鈴木 秀夫

本籍千葉県千葉市稲毛区園生町220番地3、最後の住所東京都町田市木曾西5丁目22番1号、死亡の場所東京都町田市、死亡年月日推定令和7年8月1日から10日までの間、出生の場所東京都渋谷区、出生年月日昭和39年11月4日、職業無職

被相続人 亡 鈴木 文明

事務所東京都新宿区大久保2丁目7番17号晴和ビル2階 子浩法律事務所

相続財産清算人 弁護士 近藤 直子

催告期間満了日 令和8年6月22日

東京家庭裁判所立川支部

令和7年(家)第6183号

札幌市中央区南五条西18丁目3-20-801

申立人 村山 知義

本籍北海道苫小牧市ときわ町6丁目8番地6、最後の住所北海道苫小牧市ときわ町6丁目8番6号、死亡の場所北海道苫小牧市、死亡年月日令和7年8月14日頃、出生の場所北海道空知郡上砂川町、出生年月日昭和27年7月22日、職業無職

被相続人 亡 千葉眞由美

札幌市中央区大通西11丁目4番地21 52山京ビル4階大曲薰法律事務所

相続財産清算人 弁護士 大曲 薫

催告期間満了日 令和8年6月18日

札幌家庭裁判所苫小牧支部

令和7年(家)第5028号
 熊本県玉名郡長洲町大字長洲2766番地
 申立人 長洲町長 田成 修一
 本籍福岡県大牟田市本町3丁目3番地4、最後の住所熊本県玉名郡長洲町大字宮野655番地、死亡の場所熊本県荒尾市、死亡年月日令和7年4月13日、出生の場所熊本県玉名郡荒尾町、出生年月日昭和5年9月10日、職業無職
 被相続人 亡 池田 幸雪
 事務所熊本県玉名市繁根木70番地6
 相続財産清算人 司法書士 宮本 啓
 催告期間満了日 令和8年6月18日
 熊本家庭裁判所玉名支部

令和7年(家)第3029号
 横浜市保土ヶ谷区保土ヶ谷町1丁目29番地2
 ビッグヴァン保土ヶ谷壱番館206号
 申立人 吉田 徳子
 本籍東京都練馬区富士見台2丁目50番地、最後の住所千葉県市原市飯沼501番地5晋章さくら、死亡の場所千葉県市原市、死亡年月日令和5年11月13日、出生の場所東京都練馬区、出生年月日昭和30年4月11日、職業不明
 被相続人 亡 小林謙太郎
 事務所千葉市中央区中央3丁目15番6号やまちようビル3階 業務事務所
 相続財産清算人 弁護士 平川 豪
 催告期間満了日 令和8年6月17日
 千葉家庭裁判所

令和7年(家)第2837号
 山梨県甲府市朝日2丁目12番2号
 申立人 小野 竹雄
 本籍山梨県山梨市山根1110番地、最後の住所山梨県山梨市山根1110番地、死亡の場所山梨県甲州市、死亡年月日令和7年8月7日、出生の場所山梨県山梨市、出生年月日昭和18年5月29日、職業無職
 被相続人 亡 深沢 壽洋
 事務所山梨県甲府市相生2丁目6番5号アル総合法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 田中 哲史
 催告期間満了日 令和8年6月19日
 甲府家庭裁判所

令和7年(家)第2854号
 静岡県富士市中里1795番地の17
 申立人 奥野 謙二
 本籍山梨県甲府市中央5丁目403番地、最後の住所山梨県甲府市中央5丁目7番9号、死亡の場所山梨県甲府市、死亡年月日平成29年5月12日、出生の場所山梨県甲府市、出生年月日昭和27年9月21日、職業不明
 被相続人 亡 松村 一郎
 事務所静岡県富士市緑町1番4号
 相続財産清算人 司法書士 真野 豊
 催告期間満了日 令和8年6月19日
 甲府家庭裁判所

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出してください。

令和7年(家)第3373号
 東京都大田区田園調布4丁目13番21号
 申立人 岡田 智子
 本籍東京都港区三田2丁目1番、最後の住所東京都渋谷区鷺谷町13番1号ラ・トゥール代官山F-303
 不在者 岡田 秀一
 昭和43年12月23日生
 届出期間満了日 令和8年1月19日
 東京家庭裁判所

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

令和7年(ヘ)第5号
 長崎県佐世保市白木町56番地3(住民票上の住所)長崎県佐世保市京坪町5番10-1606号
 申立人 丸幸ラジエーターこと 中村 浦子
 権利を争う旨の申述の終期 令和7年11月14日
 令和7年11月18日 札幌簡易裁判所

(別紙) 目録
 約束手形 1通
 手形番号 YG 25326
 金額 146,300円
 支払期日 令和3年6月30日
 支払地 北海道札幌市
 支払場所 株式会社三菱UFJ銀行札幌支店
 振出日 令和3年1月29日
 振出地 北海道札幌市
 振出人 株式会社カナモト 代表取締役社長
 金本 哲男
 受取人 有限会社谷口自動車整備工場
 裏書人 有限会社谷口自動車整備工場 取締役
 谷口 豊
 被裏書人 申立人
 最終所持人 申立人

令和7年(ヘ)第10号
 名古屋市守山区花咲台2丁目907番地
 申立人 株式会社トーカイエコボード
 代表者代表取締役 吉井 久史
 権利を争う旨の申述の終期 令和7年11月17日
 令和7年11月19日 名古屋簡易裁判所

(別紙) 目録
 約束手形 2通
 (1)手形番号 YA 075644
 金額 341,728円
 支払期日 令和7年5月25日
 支払地 名古屋市
 支払場所 愛知信用金庫西大須支店
 振出日 令和7年1月20日
 振出地 名古屋市
 振出人 株式会社馬印 代表取締役 加藤 泰稔
 受取人 申立人
 最終所持人 申立人

(2)手形番号 YA 076128
 金額 395,320円
 支払期日 令和7年6月25日
 振出日 令和7年2月17日
 (2)の約束手形の支払地、支払場所、振出地、振出人、受取人及び最終所持人は(1)の約束手形の記載に同じ

令和7年(ヘ)第12号
 三重県伊賀市千歳246番地3
 申立人 有限会社ジェイトリム三重
 代表者代表取締役 和泉 亮平
 権利を争う旨の申述の終期 令和7年11月18日
 令和7年11月19日 大阪簡易裁判所

(別紙) 目録
 約束手形 1通
 手形番号 SG 60635
 金額 337,740円
 支払期日 令和6年6月11日
 支払地 大阪市
 支払場所 株式会社りそな銀行南森町支店
 振出日 令和6年1月25日
 振出地 大阪府枚方市
 振出人 株式会社初田製作所 代表取締役 初田 和弘
 受取人 申立人
 最終所持人 申立人

令和7年(ヘ)第1号
 次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。
 大阪府豊中市上野西2丁目6番29号
 申立人 池 佳江
 代理人弁護士 宮本重二郎
 権利の届出の終期 令和7年11月11日
 令和7年11月12日 豊中簡易裁判所

(別紙) 目録
 (1)土地 松山市三津一丁目163番
 宅地 92.92平方メートル
 (2)登記年月日番号 松山地方法務局明治35年7月14日受付第9764号
 (3)登記した権利の内容
 登記の目的 地上権設定
 原因 明治35年5月1日設定
 範囲 宅地115坪4合2匁の内11坪2合地上権
 設定分但西南隅の地点とし北へ直線2間同隅を起点とし東へ直線5間6合同止り起点とし北へ直線2間同止り起点とし西へ直線5間6合此坪数11坪2合
 存続期間 15年
 地代 1年30円
 支払期 每年1月1日
 土地上権者 温泉郡三津浜町大字栄町77番戸
 西 藤五郎

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第3025号

横浜市旭区西川島町36番地7

債務者 有限会社神世運輸

代表者代表取締役 吉野 徹

- 1 決定年月日時 令和7年12月1日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 野竹 秀一
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月5日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月23日午後1時30分

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第1115号

岐阜県中津川市茄子川1683番地639

債務者 株式会社恵那医科

代表者代表取締役 勝川 正章

- 1 決定年月日時 令和7年12月1日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 水野 将也
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月9日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月13日午前11時

岐阜地方裁判所多治見支部

令和7年(フ)第62号

福岡県八女市津江字高島537番地の6

債務者 有限会社とまと調剤薬局

代表者代表取締役 増本 公一

- 1 決定年月日時 令和7年12月2日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鐘ヶ江聖一
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月9日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月25日午前10時30分

福岡地方裁判所八女支部破産係

令和7年(フ)第519号

神奈川県伊勢原市沼目6丁目1513番地

債務者 有限会社柏木建材店

特別代理人 山本 翔登

- 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大森 淳
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月13日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月24日午後3時

横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第1339号

京都市山科区音羽前田町20番地2ユートピアナカガワ105

債務者 京スタイル株式会社

代表者代表取締役 坂田 博則

- 1 決定年月日時 令和7年12月1日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 豊田 恵
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月13日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月4日午前10時30分

京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第147号

岩手県北上市二子町小沼116番地

債務者 有限会社小原興業

代表者取締役 小原 和也

- 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 森崎 信介
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月20日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月5日午後1時30分

盛岡地方裁判所花巻支部

令和7年(フ)第703号

静岡市葵区北沼上1197番地1

債務者 株式会社テルヤ

代表者代表取締役 杉山 博一

- 1 決定年月日時 令和7年12月1日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 古畑 岳司
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月24日午前11時30分

静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第704号

静岡市葵区北沼上1197番地1

債務者 ベガサネット株式会社

代表者代表取締役 杉山 博一

- 1 決定年月日時 令和7年12月1日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 古畑 岳司
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月24日午前11時30分

静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第550号

新潟市東区下木戸2丁目15番7号2

債務者 株式会社テクノワークス

代表者代表取締役 伊勢亀欣之

- 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松山 悅子
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月13日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月10日午後1時50分

6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

新潟地方裁判所民事部

令和7年(フ)第437号

宮崎市阿波岐原町請田2475番地1

債務者 エアリバース株式会社

代表者代表取締役 山口 福己

- 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後1時30分

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

- 3 破産管財人 弁護士 加藤 真大

宮崎地方裁判所破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第417号

函館市日ノ浜町148番地20

債務者 新出佳代子

- 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 吉田 昌洋

- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月27日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月19日午前10時10分
- 6 免責意見申述期間 令和8年1月27日まで

函館地方裁判所

令和7年(フ)第112号

岐阜県可児市下恵土414番地1 ブレストビル103、従前の住所岐阜県多治見市小田町2丁目22番地 グレイスシラカワ702

債務者 勝部 治

- 1 決定年月日時 令和7年12月1日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 渡辺 慎也
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月5日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月18日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年2月4日まで

岐阜地方裁判所多治見支部

令和7年(フ)第1340号

京都市山科区音羽前田町7番地13

債務者 坂田 博則

- 1 決定年月日時 令和7年12月1日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 豊田 恵
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月13日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月4日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで

京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第486号

兵庫県西宮市甲子園口北町27番30-406号

債務者 松本 哲弥

- 1 決定年月日時 令和7年12月1日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 阪田 健夫
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月30日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月26日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで

神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ) 第63号
岩手県九戸郡洋野町有家第7地割30番地1
債務者 小森 光則

1 決定年月日時 令和7年12月1日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 橋本 剛
4 破産債権の届出期間 令和8年1月6日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月24日午後1時30分
6 免責意見申述期間 令和8年1月26日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

令和7年(フ) 第64号
岩手県九戸郡軽米町大字円子第4地割117番地
債務者 小林 敏昭

1 決定年月日時 令和7年12月1日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 上山 信一
4 破産債権の届出期間 令和8年1月6日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月24日午後3時
6 免責意見申述期間 令和8年1月26日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

令和7年(フ) 第65号
岩手県九戸郡九戸村大字伊保内第18地割41番地
債務者 屋形場輝男

1 決定年月日時 令和7年12月1日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 齊藤 拓
4 破産債権の届出期間 令和8年1月6日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月24日午後1時40分
6 免責意見申述期間 令和8年1月26日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

令和7年(フ) 第2980号
横浜市緑区鴨居6丁目8番8号
債務者 鈴木 崇也

1 決定年月日時 令和7年12月1日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 萩野 貴史
4 破産債権の届出期間 令和8年1月5日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月2日午前10時10分

6 免責意見申述期間 令和8年1月26日まで 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第148号
岩手県北上市二子町小沼116番地
債務者 小原 和也

1 決定年月日時 令和7年12月2日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 森崎 信介
4 破産債権の届出期間 令和8年1月20日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月5日午後1時40分

6 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで 盛岡地方裁判所花巻支部
令和7年(フ)第2093号
東京都三鷹市大沢5丁目20番31号パークハイツ202
債務者 粕谷 哲雄

1 決定年月日時 令和7年12月1日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 大沼 卓朗
4 破産債権の届出期間 令和8年1月5日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月4日午前11時30分

6 免責意見申述期間 令和8年2月4日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第2425号
横浜市旭区今宿西町221番地 今宿西タウンハウスG棟
債務者 横山 大介

1 決定年月日時 令和7年12月1日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 石山 晃成
4 破産債権の届出期間 令和8年1月5日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月18日午前11時30分

6 免責意見申述期間 令和8年2月12日まで 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第392号
埼玉県東松山市大字柏崎197番地
債務者 國嶋 岩雄

1 決定年月日時 令和7年12月1日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 下永吉純子
4 破産債権の届出期間 令和8年1月13日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月
3日午後1時30分
6 免責意見申述期間 令和8年2月17日まで
　　さいたま地方裁判所熊谷支部
令和7年(フ)第2091号
東京都町田市原町田4丁目12番15号1サンウエスト町田201
債務者 新野 恵理
1 決定年月日時 令和7年12月1日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 古庄 野火
4 破産債権の届出期間 令和8年1月5日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月
18日前11時30分
6 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで
　　東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第219号
長野県松本市鎌田2丁目2番17号
債務者 白澤 史浩
1 決定年月日時 令和7年12月1日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 土屋 学
4 破産債権の届出期間 令和8年1月5日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月
25日前10時30分
6 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで
　　長野地方裁判所松本支部
令和7年(フ)第706号
静岡市葵区北沼上1197番地の1、旧住所静岡市葵区瀬名中央2丁目10番15号
債務者 杉山 博一
1 決定年月日時 令和7年12月1日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 古畑 岳司
4 破産債権の届出期間 令和8年1月23日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月
24日前11時30分
6 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで
　　静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2845号
横浜市港南区笹下5丁目25番11号
債務者 二村 昇

1 決定年月日時 令和7年12月1日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 松浦ひとみ
4 破産債権の届出期間 令和8年1月5日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月4日前11時
6 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第521号
宮崎県東諸県郡国富町大字須志田2704番地1
債務者 木下 武士

1 決定年月日時 令和7年12月2日午後1時30分
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 大迫 敏輝
4 破産債権の届出期間 令和8年1月5日まで
5 一般調査期間 令和8年2月10日から令和8年2月17日まで
6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期間の満了時までに異議を述べなければならない。
7 免責意見申述期間 令和8年1月27日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第526号
宮崎県東諸県郡国富町大字須志田2768番地
債務者 木下 美雪

1 決定年月日時 令和7年12月2日午後1時30分
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 大迫 敏輝
4 破産債権の届出期間 令和8年1月5日まで
5 一般調査期間 令和8年2月10日から令和8年2月17日まで
6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期間の満了時までに異議を述べなければならない。
7 免責意見申述期間 令和8年1月27日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第860号

北九州市小倉南区中曾根1丁目8番14号(D102)
債務者 安里 可奈
1 決定年月日時 令和7年11月28日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 朝隈 朱絵
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月3日午後3時
5 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第1167号

京都府宇治市伊勢田町若林14番地の1 レオパレス21あまの103号、前住所東京都墨田区緑1丁目24番3-603号
債務者 宮地 和博
1 決定年月日時 令和7年12月1日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 磐谷 昇太
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月4日午前10時45分
5 免責意見申述期間 令和8年1月21日まで
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第375号

岡山県倉敷市亀山669番地2 グローバルKY101
債務者 坪井ひろ志
1 決定年月日時 令和7年12月2日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 渋谷 康華
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月5日午後1時30分
5 免責意見申述期間 令和8年1月23日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和7年(フ)第115号

福島県会津若松市北滝沢2丁目5番32号 藤美ハイツF号
債務者 栗田 裕之
1 決定年月日時 令和7年12月1日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 大野 育夫
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月5日午前10時
5 免責意見申述期間 令和8年1月26日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和7年(フ)第266号

群馬県高崎市棟高町1675番地9 プラザハイツⅡC201号、前住所群馬県前橋市富士見町小沢505番地13
債務者 石倉 利啓
1 決定年月日時 令和7年12月1日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 赤石あゆ子
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月9日午前11時40分
5 免責意見申述期間 令和8年1月26日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和7年(フ)第174号

滋賀県愛知郡愛荘町川久保237、住民票上の住所滋賀県愛知郡愛荘町川久保245番地6
債務者 竹中奈津樹
1 決定年月日時 令和7年11月25日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 高橋 陽一
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月2日午前10時30分
5 免責意見申述期間 令和8年1月26日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和7年(フ)第38号

兵庫県丹波市山南町篠場292番地
債務者 村上 弘行
1 決定年月日時 令和7年12月1日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 坂本 幸子
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月13日午前11時
5 免責意見申述期間 令和8年1月26日まで
神戸地方裁判所柏原支部

令和7年(フ)第22号

香川県丸亀市飯山町東坂元3580番地228
債務者 坂口 哲也
1 決定年月日時 令和7年12月1日午後4時30分
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 香川 友宏
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月19日午前11時
5 免責意見申述期間 令和8年1月26日まで
高松地方裁判所丸亀支部

令和7年(フ)第84号

香川県仲多度郡まんのう町吉野下1483番地5
債務者 片岡 寛法
1 決定年月日時 令和7年12月1日午後4時30分
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 福岡 直也
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月9日午後1時30分
5 免責意見申述期間 令和8年1月26日まで
高松地方裁判所丸亀支部

令和7年(フ)第85号

香川県仲多度郡まんのう町吉野下1483番地5
債務者 片岡 省世
1 決定年月日時 令和7年12月1日午後4時30分
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 福岡 直也
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月9日午後1時30分
5 免責意見申述期間 令和8年1月26日まで
高松地方裁判所丸亀支部

令和7年(フ)第186号

福島県いわき市内郷高坂町おさヶ作17番地の1 K-D201
債務者 武藤 和典(旧姓工藤)
1 決定年月日時 令和7年11月27日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 渡邊太健史
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月5日午前11時
5 免責意見申述期間 令和8年1月27日まで
福島地方裁判所いわき支部

令和7年(フ)第486号

新潟市南区白根四ツ興野13番11号 メゾンソレントA棟202号、住民票上の住所新潟市南区引越1086番地2
債務者 小林 元樹
1 決定年月日時 令和7年12月2日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 長谷川伸樹
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月17日午前10時40分
5 免責意見申述期間 令和8年1月27日まで
新潟地方裁判所民事部

令和7年(フ)第119号

岡山県真庭市田原985番地
債務者 松下 忠弘
1 決定年月日時 令和7年12月2日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 香山 昌平
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月2日午後2時
5 免責意見申述期間 令和8年1月27日まで
岡山地方裁判所津山支部

令和7年(フ)第348号

沖縄県島尻郡八重瀬町字仲座100番地 101号室
債務者 仲地 武彦
1 決定年月日時 令和7年11月27日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 仲村こず江
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月5日午後1時10分
5 免責意見申述期間 令和8年1月27日まで
那覇地方裁判所民事第3部

令和7年(フ)第358号

沖縄県豊見城市字座安270番地1
債務者 平田 隼
1 決定年月日時 令和7年11月27日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 宮城 健吾
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月25日午前10時15分
5 免責意見申述期間 令和8年1月27日まで
那覇地方裁判所民事第3部

令和7年(フ)第2536号

神奈川県綾瀬市寺尾南3丁目19番8号
債務者 豊島 健司
1 決定年月日時 令和7年12月1日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 杉浦 智彦
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月5日午前10時50分
5 免責意見申述期間 令和8年1月29日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第1281号 仙台市宮城野区出花2丁目65番地の2 コーポ萩野305 債務者 阿部 孝(旧姓川畠) 1 決定年月日時 令和7年12月1日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 銚田 優人 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月24日午後2時 5 免責意見申述期間 令和8年1月30日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年12月1日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 東田 正平 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月24日午後2時 5 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 仙台地方裁判所登米支部	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月9日午後1時15分 5 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 福岡地方裁判所田川支部	令和7年(フ)第1768号 埼玉県和光市新倉1丁目2番61号 サザンクレール203 債務者 松本 侑馬 1 決定年月日時 令和7年12月1日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 庄田 優 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月25日午後2時10分 5 免責意見申述期間 令和8年2月10日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第1366号 宮城県名取市増田5丁目5番9号 債務者 東海林由美子 1 決定年月日時 令和7年12月1日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 板垣 雄大 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月24日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和8年1月30日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年12月1日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 濑合 彩子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月17日午前10時45分 5 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 神戸地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年12月2日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 久留倫太郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月10日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係	令和7年(フ)第2955号 神奈川県藤沢市鶴沼海岸4丁目12番2-304号 債務者 山口はるか 1 決定年月日時 令和7年12月1日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山岸 龍文 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月17日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和8年2月10日まで 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第422号 鹿児島市広木2丁目6番2号 債務者 川路 真伍 1 決定年月日時 令和7年12月1日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岩本 研 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月6日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和8年1月30日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係	1 決定年月日時 令和7年11月28日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 桑原 朋哉 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月16日午前10時15分 5 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係	1 決定年月日時 令和7年12月1日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 可児 恵太 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月18日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和8年2月4日まで 岐阜地方裁判所多治見支部	令和7年(フ)第112号 愛知県刈谷市今川町3丁目204番地 ドリームT-O-N-E103号、前住所兵庫県姫路市花田町加納原田950番地2 債務者 ホタンビンこと HO THANH BINH 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 猪瀬 秀美 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月24日午後2時20分 5 免責意見申述期間 令和8年2月10日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
令和7年(フ)第492号 鹿児島市上荒田町13番5号 ライズビル301号 債務者 池田 稔 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉田 稔 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月6日午前10時 5 免責意見申述期間 令和8年1月30日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係	1 決定年月日時 令和7年12月2日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高桑 リエ 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月19日午後2時15分 5 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 松山地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年12月1日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 入星 亮介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月13日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和8年2月5日まで 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係	令和7年(フ)第344号 佐賀県多久市北多久町大字多久原2414番地64 債務者 井手 夏海 1 決定年月日時 令和7年12月2日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 永尾 竹則 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月12日午後2時20分 5 免責意見申述期間 令和8年2月10日まで 佐賀地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第51号 宮城県登米市迫町北方字地粒179番地 債務者 遠藤 順一	1 決定年月日時 令和7年11月28日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 福間 亮介	1 決定年月日時 令和7年12月1日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 川原 祐介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月20日午前10時 5 免責意見申述期間 令和8年2月6日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係	

令和7年(フ)第602号

熊本市東区新生1丁目20番5号 201、転入
前住所熊本中央区出水3丁目4番18号
債務者 鮫島 恒矩

- 1 決定年月日時 令和7年12月1日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 丸住 洋平
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月12日午後4時
- 5 免責意見申述期間 令和8年2月10日まで

熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第1821号

札幌市中央区南18条西13丁目2番10号 山鼻
コンパウンド405号
債務者 佐々木友志

- 1 決定年月日時 令和7年12月1日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 出崎 竜也
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月26日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第183号

宮崎県日向市大字富高6444番地50
債務者 濱崎 理恵

- 1 決定年月日時 令和7年12月1日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 柏田 笙磨
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月26日まで

宮崎地方裁判所延岡支部

令和7年(フ)第192号

宮崎県日向市大字富高4452番地
債務者 林 七世

- 1 決定年月日時 令和7年12月1日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山田 文美
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月26日まで

宮崎地方裁判所延岡支部

令和7年(フ)第460号

宮崎県児湯郡高鍋町大字蚊口浦25番地9
債務者 宇都宮 愛

- 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岩澤 千洋
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月27日まで

宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第51号

宮崎県串間市大字一氏1526番地

債務者 花田 三博

- 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 新福 宏
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで

宮崎地方裁判所日南支部

**破産手続開始・破産手続廃止
及び免責許可申立てに関する
意見申述期間**

令和7年(フ)第1754号

札幌市中央区南7条西13丁目3番11号 ペン
トルージュ403号

債務者 簡潤 和江

- 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月23日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第2084号

札幌市北区北40条西6丁目1番12号 ジュネ
ス麻生202号

債務者 竹本 竜臣

- 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月23日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第2126号

札幌市中央区南14条西8丁目5-7 ブラバ
ス行啓201号室、住民票上の住所札幌市中央
区宮の森1条6丁目4番20-209号

債務者 高原 仁陽

- 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月23日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第2153号

札幌市東区北22条東16丁目1番28-101号
債務者 幕澤 美幸 (旧姓樋富)

- 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月23日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第2188号

北海道石狩市花川南5条2丁目78番地
債務者 小又 光博

- 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月23日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第2140号

札幌市北区太平11条6丁目5番3号

債務者 寺田まどか

- 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月23日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第2144号

北海道恵庭市中島町4丁目4番地14 (スカイ
ハイツ手島2-201号)

債務者 井上 光代

- 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月23日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第72号

北海道美唄市東明4条1丁目2番4号

債務者 柏谷 明

- 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月23日まで

札幌地方裁判所岩見沢支部

令和7年(フ)第89号

北海道夕張郡由仁町三川泉町180番地の4
三川泉団地11-E-7

債務者 原田 優佑

- 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月23日まで

札幌地方裁判所岩見沢支部

令和7年(フ)第221号

釧路市北園1丁目5番6号 インペリアルス
カイⅡ 205号室、前住所釧路市星が浦大通
2丁目3番24号

債務者 川島 直大

- 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月23日まで

釧路地方裁判所民事部

<p>令和7年(フ)第198号 千葉県匝瑳市春海1486番地1 サンケトワ ルB号棟101号室 傾務者 石川 敦子 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月23日まで 　　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係 令和7年(フ)第91号 新潟県上越市北城町3丁目16番25号 東和荘 202号、前住所新潟県上越市北城町4丁目20番5号 北城荘 102号 傾務者 丸山慎太郎 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月23日まで 　　新潟地方裁判所高田支部 令和7年(フ)第276号 愛知県江南市古知野町宮裏43番地1 クレス トコートK101号 傾務者 浦川 清美 1 決定年月日時 令和7年11月28日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月23日まで 　　名古屋地方裁判所一宮支部 令和7年(フ)第30号 京都府舞鶴市字岸谷62番地 傾務者 岸本 浩和 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月23日まで 　　京都地方裁判所舞鶴支部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第273号 長崎県長崎市伊王島町2丁目800番地 市営 塩町アパート1棟405、旧住所長崎県長崎市 磯道町533番地37 メゾンいそみち102号 傾務者 川崎加奈子(旧姓海端) 1 決定年月日時 令和7年12月1日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 　　仙台地方裁判所大河原支部 令和7年(フ)第52号 宮城県登米市登米町寺池金沢山8番地 傾務者 阿部 育雄 1 決定年月日時 令和7年12月1日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月23日まで 　　長崎地方裁判所民事部破産係 令和7年(フ)第283号 長崎県長崎市浜口町12番15号 食彩館ビル 510号 傾務者 宮本 徹 1 決定年月日時 令和7年12月1日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月23日まで 　　長崎地方裁判所民事部破産係 令和7年(フ)第289号 長崎県長崎市田中町1578番地 夢ハウス304号 傾務者 森 千佳 1 決定年月日時 令和7年12月1日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月23日まで 　　長崎地方裁判所民事部破産係 令和7年(フ)第99号 宮城県角田市梶賀字高畑南405番地1 傾務者 阿部 裕樹 1 決定年月日時 令和7年12月2日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 　　長崎地方裁判所民事部破産係 令和7年(フ)第301号 茨城県土浦市中央2丁目15番5-205号 セ ントラルハイツ 傾務者 山本世津子 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 　　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係 令和7年(フ)第106号 宮城県柴田郡大河原町大谷字上谷前41番地9 町営住宅A-2号棟103号 傾務者 鈴木 秀美 1 決定年月日時 令和7年12月2日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 　　仙台地方裁判所大河原支部 令和7年(フ)第476号 新潟市中央区白山浦2丁目171番地85 コー ポホワイト201号、前住所新潟市江南区袋津 5丁目2番21号 傾務者 高橋 幹世 1 決定年月日時 令和7年12月2日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 　　新潟地方裁判所民事部 令和7年(フ)第160号 富山県高岡市野村1070番地2 ビレッジハウ ス高岡野村2棟208号 傾務者 中島淳一郎 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 　　富山地方裁判所高岡支部 令和7年(フ)第166号 富山県高岡市横田本町2番24-102号 横田 本町1レジデンス 傾務者 中村 満 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 　　富山地方裁判所高岡支部 令和7年(フ)第230号 三重県松阪市嬉野黒田町87番地2 ファミ ュ101号室、前住所茨城県古河市中田1681番 地22 傾務者 本田 充 1 決定年月日時 令和7年12月2日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 　　津地方裁判所破産係</p>
--	---

令和7年(フ)第607号 兵庫県尼崎市猪名寺2丁目10番8号、前住所 兵庫県川辺郡猪名川町若葉2丁目58番地 (419) 債務者 山田 秀行 1 決定年月日時 令和7年12月1日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用 を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係 **令和7年(フ)第611号** 兵庫県尼崎市杭瀬北新町4丁目9番5-302 号、前住所兵庫県尼崎市久々知西町2丁目4 番22-405号 債務者 益井肖夕瑠 1 決定年月日時 令和7年12月1日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用 を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係 **令和7年(フ)第672号** 兵庫県尼崎市建家町53番地ほのぼのの家、前 住所兵庫県尼崎市猪名寺1丁目29番1号 債務者 竹井 寧一 1 決定年月日時 令和7年12月1日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用 を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係 **令和7年(フ)第673号** 兵庫県尼崎市猪名寺2丁目11番11-503号、 前住所兵庫県尼崎市猪名寺1丁目29-1 債務者 竹井 祐子 1 決定年月日時 令和7年12月1日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用 を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係 **令和7年(フ)第282号** 神戸市西区宮下1丁目25番19-401号 債務者 平瀬 彰 1 決定年月日時 令和7年12月1日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用 を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 神戸地方裁判所明石支部破産係 **令和7年(フ)第154号** 広島県呉市広古新開3丁目3番25号 債務者 本田 雅一 1 決定年月日時 令和7年12月1日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用 を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 広島地方裁判所呉支部 **令和7年(フ)第155号** 広島県呉市広古新開3丁目3番25号 債務者 本田 敏子 1 決定年月日時 令和7年12月1日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用 を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 広島地方裁判所呉支部 **令和7年(フ)第32号** 山口県長門市西深川2782番地1 債務者 岩田真由美 1 決定年月日時 令和7年12月1日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用 を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 山口地方裁判所萩支部 **令和7年(フ)第145号** 山口県下関市綾羅木新町1丁目2番10号 国 信アパート 105号、前住所山口県下関市大 字内日下1018番地2、前々住所山口県下関市 秋根新町5番1-107号 公団住宅 債務者 びようしつシェリこと 濱口 優子 1 決定年月日時 令和7年12月2日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用 を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係 1 決定年月日時 令和7年12月2日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用 を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 松山地方裁判所西条支部 **令和7年(フ)第353号** 佐賀市開成2丁目17番13号 ソレイユ開成A 202 債務者 設樂 亘 1 決定年月日時 令和7年12月1日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用 を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 山口地方裁判所下関支部破産係 **令和7年(フ)第297号** 愛媛県東温市松瀬川甲592番地139 債務者 相原 佳典 1 決定年月日時 令和7年12月2日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用 を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 松山地方裁判所民事部 **令和7年(フ)第330号** 愛媛県松山市平和通2丁目4番地2 M& P-5 203号 債務者 濱田 美保 1 決定年月日時 令和7年12月2日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用 を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 松山地方裁判所民事部 **令和7年(フ)第511号** 宮崎市大字小松977番地1 テル・クレール 603号 債務者 黒木 裕子 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後1時30 分 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用 を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 佐賀地方裁判所民事部破産係 **令和7年(フ)第48号** 宮崎県日南市北郷町郷之原乙4796番地1 債務者 木元 一代 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用 を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 宮崎地方裁判所破産係 1 決定年月日時 令和7年12月2日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用 を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 宮崎地方裁判所日南支部

令和7年(フ)第49号 宮崎県日南市南郷町潟上111番地 債務者 阪元 仁志 1 決定年月日時 令和7年12月2日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 宮崎地方裁判所日南支部	1 決定年月日時 令和7年12月2日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 宮崎地方裁判所延岡支部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 宮崎地方裁判所延岡支部	令和7年(フ)第288号 福島県郡山市安積1丁目32番地 ソーラーマンション3-D号、前住所福島県郡山市長者2丁目19番19号 ネオコーポ205号 債務者 平石 智幸 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで 福島地方裁判所郡山支部破産係
令和7年(フ)第50号 宮崎県日南市飫肥8丁目4番18号 債務者 崎田喜久子 1 決定年月日時 令和7年12月2日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 宮崎地方裁判所日南支部	1 決定年月日時 令和7年12月2日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 宮崎地方裁判所延岡支部	1 決定年月日時 令和7年12月2日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 宮崎地方裁判所延岡支部	令和7年(フ)第2479号 横浜市青葉区あざみ野1丁目21番地6 フォーレストマンション205 債務者 花田 秀之 1 決定年月日時 令和7年12月1日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第168号 宮崎県延岡市旭ヶ丘6丁目1番地12 コーポ旭ヶ丘 202 債務者 福永 妃奈 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 宮崎地方裁判所延岡支部	1 決定年月日時 令和7年12月2日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 宮崎地方裁判所延岡支部	1 決定年月日時 令和7年12月2日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 宮崎地方裁判所延岡支部	令和7年(フ)第290号 沖縄県宜野湾市普天間2丁目7番6-301号 Ka fuu 債務者 宜野座綾子 1 決定年月日時 令和7年12月1日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 那覇地方裁判所沖縄支部破産係
令和7年(フ)第169号 宮崎県延岡市松原町3丁目8882番地4 債務者 須田 隆博 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 宮崎地方裁判所延岡支部	1 決定年月日時 令和7年12月2日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 宮崎地方裁判所延岡支部	1 決定年月日時 令和7年12月2日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 那覇地方裁判所平良支部	令和7年(フ)第2625号 神奈川県大和市つきみ野1丁目6番地9 グランアリーナレジデンス653 債務者 乙丸 直美(旧姓大石) 1 決定年月日時 令和7年12月1日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第170号 宮崎県東臼杵郡門川町大字門川尾末8706番地 4 コーポナスD203号、前住所宮崎県東臼杵郡門川町栄ヶ丘2丁目57番地1 債務者 清水 寿介	1 決定年月日時 令和7年12月2日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 宮崎地方裁判所延岡支部	1 決定年月日時 令和7年12月2日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 那覇地方裁判所平良支部	令和7年(フ)第2644号 横浜市緑区中山4丁目18番19-202号 債務者 八木沢綾子(旧姓長倉) 1 決定年月日時 令和7年12月1日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで 横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第2765号
横浜市鶴見区鶴見中央2丁目19番2号 グレイス鶴見中央501号
債務者 関山 直樹
1 決定年月日時 令和7年12月1日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第2951号
神奈川県藤沢市大鋸1034番地の3 ドルチェA101
債務者 山名 弘美
1 決定年月日時 令和7年12月1日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第2959号
横浜市栄区飯島町1908番地1 アムールパークサイドVI 201号
債務者 梶岡ひろみ
1 決定年月日時 令和7年12月1日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第1103号
京都市南区東九条南河辺町61番地2 コーポ十条302号、前住所京都市南区上鳥羽堀子町138番地1 上鳥羽堀子貸家1棟2号室
債務者 森田 順博
1 決定年月日時 令和7年12月1日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第206号
新潟県十日町市高田町1丁目187番地 井川ビル 402号室、前住所千葉県市川市相之川1丁目12番19号 シティコートI-103号
債務者 井川麻沙子
1 決定年月日時 令和7年12月2日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月6日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和7年(フ)第168号
青森県南津軽郡藤崎町大字若松字森越24番地21 アーバンヒルズ福原B-1
債務者 斎藤 侑
1 決定年月日時 令和7年12月2日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月10日まで
青森地方裁判所弘前支部

令和7年(フ)第696号
熊本市北区龍田4丁目29番92号
債務者 城 淳子
1 決定年月日時 令和7年12月2日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月12日まで
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第154号
山口市大内間田3丁目22番1号 スクエアルート2001-201、前住所山口市大内矢田南4丁目8番10-203号 石山ハイツ
債務者 織田 春花
1 決定年月日時 令和7年12月1日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで
山口地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第5306号
大阪府大東市三箇3丁目9-20 サンメゾンヒラソル407、住民票上の住所大阪府守口市西郷通3丁目7番2号
債務者 中原 泰吾
1 決定年月日時 令和7年11月28日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年1月30日まで
5 免責審尋期日 令和8年2月6日午後1時30分
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第5626号
大阪市住吉区苅田7丁目6番17号 イーストハイツ 307号
債務者 徳山 佳奈(旧姓西岡)
1 決定年月日時 令和7年11月28日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年1月30日まで
5 免責審尋期日 令和8年2月13日午後1時30分
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第32号
熊本県人吉市鬼木町1403番地5
債務者 大當 雄樹
1 決定年月日時 令和7年12月1日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月6日まで
5 免責審尋期日 令和8年2月6日午前11時30分
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第323号
北海道深川市多度志2171番地
債務者 杉本 堅哉
1 決定年月日時 令和7年12月1日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年1月26日まで
5 免責審尋期日 令和8年2月12日午後1時20分
熊本地方裁判所人吉支部

令和7年(フ)第8478号
東京都江戸川区東小岩5丁目25-17-202
債務者 徳永弘子こと 李 弘子(旧姓雨谷)
1 決定年月日時 令和7年12月1日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで
5 免責審尋期日 令和8年2月3日午前10時30分
旭川地方裁判所民事部

令和7年(フ)第8473号
東京都練馬区練馬1丁目13-11-202
債務者 阪本 竜
1 決定年月日時 令和7年12月1日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで
5 免責審尋期日 令和8年2月3日午後2時
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第8474号
東京都台東区清川2丁目15-10 ニューあいづや
債務者 宮本 裕太
1 決定年月日時 令和7年12月1日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで
5 免責審尋期日 令和8年2月3日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第8476号
東京都大田区羽田3丁目24-15-102
債務者 浜岡 峻平
1 決定年月日時 令和7年12月1日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで
5 免責審尋期日 令和8年2月3日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第8478号
東京都江戸川区東小岩5丁目25-17-202
債務者 徳永弘子こと 李 弘子(旧姓雨谷)
1 決定年月日時 令和7年12月1日午後5時
2 主文 傾向者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで
5 免責審尋期日 令和8年2月3日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第8672号	東京都豊島区池袋本町4丁目3-18-101 債務者 工藤 智秀 1 決定年月日時 令和7年12月1日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで 5 免責審尋期日 令和8年2月3日午前11時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第8673号	東京都豊島区池袋本町4丁目3-18-101 債務者 工藤 文子 1 決定年月日時 令和7年12月1日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで 5 免責審尋期日 令和8年2月3日午前11時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第8492号	東京都足立区鹿浜5丁目24-14-106 債務者 梶 昭子(旧姓古川) 1 決定年月日時 令和7年12月1日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月10日まで 5 免責審尋期日 令和8年2月10日午後2時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第8523号	東京都葛飾区南水元2丁目7-20 債務者 秋葉 秀樹 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月10日まで 5 免責審尋期日 令和8年2月10日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第8560号	東京都目黒区東が丘1丁目21-15-405 債務者 田邊千賀子 1 決定年月日時 令和7年12月1日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月10日まで 5 免責審尋期日 令和8年2月10日午前11時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第8616号	東京都世田谷区野沢1丁目21-2-101 債務者 晴山 敏雄 1 決定年月日時 令和7年12月1日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月10日まで 5 免責審尋期日 令和8年2月10日午前11時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第8566号	東京都荒川区東尾久3丁目11-15-205 債務者 廣瀬 和枝 1 決定年月日時 令和7年12月1日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月10日まで 5 免責審尋期日 令和8年2月10日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第135号	島根県松江市矢田町141番地12 リシェンヌ106号 債務者 三島 敏子 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後2時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月19日まで 5 免責審尋期日 令和8年2月19日午前10時 松江地方裁判所民事部
令和7年(フ)第8568号	東京都江戸川区中葛西2丁目25-4-112、 旧住所東京都江戸川区南葛西6丁目13-12-201 第2パークメゾン 債務者 宇都宮沙耶佳 1 決定年月日時 令和7年12月1日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月10日まで 5 免責審尋期日 令和8年2月10日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部
破産手続終結	
令和6年(フ)第3451号	東京都杉並区高円寺南4丁目7番3 サンシャイン高円寺803号 破産者 株式会社ガイナックス 1 決定年月日 令和7年11月27日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1431号	東京都八王子市東浅川町523-8-201 破産者 奈良 享一 1 決定年月日 令和7年11月27日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1659号	東京都葛飾区柴又6丁目25-7 トーキョーベータ柴又7 210 破産者 城間 匠 1 決定年月日 令和7年11月27日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第7997号	東京都新宿区百人町1丁目23番19号 破産者 株式会社宅建情報センター

令和7年(フ)第2020号 東京都港区新橋3丁目26-4-503 破産者 亡堀吉明相続財産 1 決定年月日 令和7年11月27日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第4537号 東京都板橋区高島平5丁目41番8号 破産者 有限会社中村インテリア 1 決定年月日 令和7年11月27日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第921号 東京都足立区日ノ出町27-1-714 破産者 深井 優登 1 決定年月日 令和7年11月28日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第1379号 埼玉県川口市大字里117番地 破産者 株式会社ハッピーワンダフル 1 決定年月日 令和7年12月1日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第2324号 東京都台東区東上野1丁目12番6号 破産者 有限会社高橋真珠 1 決定年月日 令和7年11月27日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第4673号 東京都江戸川区北小岩2丁目13番9号 破産者 株式会社マン東京 1 決定年月日 令和7年11月27日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3246号 東京都港区三田2丁目1-28-303 破産者 亡今井正宣相続財産 1 決定年月日 令和7年11月28日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3569号 東京都荒川区西尾久4丁目6-11 破産者 佐野 彩香 1 決定年月日 令和7年11月28日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2674号 東京都葛飾区亀有1丁目15-30-101 破産者 新藤 啓介 1 決定年月日 令和7年11月27日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部	令和5年(フ)第3593号 東京都足立区西新井1丁目21-8 破産者 亡小林喜吉相続財産 1 決定年月日 令和7年11月28日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3569号 東京都荒川区西尾久4丁目6-11 破産者 佐野 彩香 1 決定年月日 令和7年11月28日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部	令和5年(フ)第57号 秋田県湯沢市八幡字前田3番地 破産者 有限会社ジャパンクリエートアグリ 1 決定年月日 令和7年12月2日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 秋田地方裁判所横手支部
令和7年(フ)第3346号 東京都中央区日本橋浜町3丁目33-8-502 破産者 蒲原 宏明 1 決定年月日 令和7年11月27日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第8793号 東京都大田区田園調布2丁目47-8-503 破産者 杉山 祐 1 決定年月日 令和7年11月28日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第5492号 東京都江戸川区東小松川4丁目11-4 ヴァンテアンIV208 破産者 早川 輝 1 決定年月日 令和7年11月28日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第451号 仙台市宮城野区萩野町4丁目5番2号 破産者 荒谷 守通 1 決定年月日 令和7年11月28日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第4413号 東京都世田谷区奥沢4丁目21-8-105 破産者 杉村高太郎 1 決定年月日 令和7年11月27日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第8882号 千葉県市川市国府台6丁目10番6号 破産者 株式会社トミタ 1 決定年月日 令和7年11月28日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第79号 鹿児島市下荒田3丁目40番4号 破産者 有限会社うちだ 1 決定年月日 令和7年11月28日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係	令和7年(フ)第80号 鹿児島市下荒田3丁目40番4号 101号 破産者 奥 照美 1 決定年月日 令和7年11月28日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係
東京地方裁判所民事第20部	東京地方裁判所民事第20部	東京地方裁判所民事第20部	東京地方裁判所民事第3部破産係

令和7年（フ）第305号	埼玉県白岡市西2丁目11番 白岡つつじヶ丘団地3-404 破産者 木村富貴子 1 決定年月日 令和7年12月1日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年（フ）第725号	埼玉県深谷市小前田1344番地1 ケアホーム花咲咲 破産者 岡村泰伴こと 岡村 一弘 1 決定年月日 令和7年12月1日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和6年（フ）第1573号	大阪市旭区赤川2丁目7番9号 メゾンDEリオ 401 破産者 佐藤 えみ（旧姓向井） 1 決定年月日 令和7年12月1日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年（フ）第3844号	大阪市東成区大今里西3丁目10番6号 グレース今里 401号、開始決定時の住民票上の住所大阪府門真市宮前町1番12号 破産者 柳川まゆら 1 決定年月日 令和7年12月1日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年（フ）第222号	兵庫県西宮市深谷町5番20号 破産者 一樂 貴子

1 決定年月日 令和7年12月1日	2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
令和6年（フ）第56号	兵庫県南あわじ市北阿万伊賀野911番地1 破産者 阿部 芳久 1 決定年月日 令和7年12月1日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所洲本支部破産再生係
令和6年（フ）第47号	岡山県勝田郡勝央町平973番地22 破産者 下山 安彦 1 決定年月日 令和7年12月1日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所津山支部
令和6年（フ）第735号	広島市南区宇品海岸3丁目8番46-401号 破産者 植 智子 1 決定年月日 令和7年12月1日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部
令和7年（フ）第1946号	横浜市鶴見区北寺尾1丁目7番8号 破産者 宇梶 健一 1 決定年月日 令和7年12月2日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部

令和6年（フ）第157号	新潟市東区牡丹山1丁目28番19号 さくらコート102号 破産者 辻 由紀子 1 決定年月日 令和7年12月2日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所民事部
令和7年（フ）第62号	名古屋市守山区小幡常燈12番18号 カシオペア203号、申立時の住所新潟市中央区花園1丁目1番8号 アバガーデンコート新潟駅前1007号 破産者 藤井 晃 1 決定年月日 令和7年12月2日 2 主文 本件破産手續を終結する。
令和7年（フ）第70号	3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所民事部
令和7年（フ）第19号	新潟市東区白銀1丁目3番地6 破産者 村松 三男 1 決定年月日 令和7年12月2日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所民事部
令和7年（フ）第19号	石川県加賀市熊坂町4の4番地11、従前の住所石川県小松市村松町丙76番地 破産者 岩本 楠奈（旧姓川崎） 1 決定年月日 令和7年12月2日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 金沢地方裁判所小松支部

令和6年（フ）第234号
宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋4906番地、開始決定時の住所宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋1385番地1
破産者 菊地 厚子
1 決定年月日 令和7年12月2日
2 主文 本件破産手續を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　宮崎地方裁判所破産係
破産債権の届出期間及び一般調査期日

令和7年（フ）第2549号
大阪市東住吉区公園南矢田4丁目2番14号
破産者 宮田 晃治
1 破産債権の届出期間 令和7年12月23日まで
2 一般調査期日 令和8年2月2日午後2時
令和7年12月1日
　　大阪地方裁判所第6民事部

令和6年（フ）第5251号
(最後の住所) 大阪府豊中市若竹町2丁目10番5-601号、開始決定時大阪府豊中市若竹町2丁目10番5-301号
破産者 被相続人亡佐藤博文相続財産
1 破産債権の届出期間 令和8年1月5日まで
2 一般調査期日 令和8年2月5日午後1時40分
令和7年12月1日
　　大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第1371号
名古屋市千種区唐山町2丁目36番地 ANNEX唐山106号、従前の住所名古屋市守山区新城12番6号 ブランドール202号
破産者 山田 次男
1 破産債権の届出期間 令和8年1月6日まで
2 一般調査期日 令和8年2月3日午前10時40分
令和7年12月1日
　　名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（フ）第987号
仙台市泉区鶴が丘2丁目15番地の8
破産者 野々山芳宏
1 破産債権の届出期間 令和8年1月9日まで
2 一般調査期日 令和8年3月2日午前11時10分
令和7年12月1日
　　仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和6年(フ)第4858号	兵庫県尼崎市長洲西通1丁目3-8 プリエールJ.R尼崎606号室、開始決定時兵庫県尼崎市長洲東通3丁目1番13-406号 破産者 石田 建夫 1 破産債権の届出期間 令和8年1月9日まで 2 一般調査期日 令和8年2月26日午後1時40分 令和7年12月1日 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第247号	埼玉県川越市脇田本町29番地39(FSプラザ川越405号室)、破産開始決定時の住所埼玉県川越市大字鯨井新田19番地1(214号) 破産者 亀井幸也こと 亀井 雪矢 1 破産債権の届出期間 令和8年1月14日まで 2 一般調査期日 令和8年2月25日午後2時 令和7年12月2日 さいたま地方裁判所川越支部
令和6年(フ)第854号	埼玉県久喜市上内478番地 わし宮団地3街区2棟403号 破産者 畑越 優介 1 破産債権の届出期間 令和8年1月15日まで 2 一般調査期日 令和8年3月2日午前10時40分 令和7年12月1日 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第2515号	大阪府八尾市松山町2丁目4番24号 破産者 竹島 敏郎 1 破産債権の届出期間 令和8年1月15日まで 2 一般調査期日 令和8年2月26日午後2時20分 令和7年12月1日 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第4218号	大阪市西成区天下茶屋1丁目27番14-804号 破産者 松井 孝一 1 破産債権の届出期間 令和8年1月22日まで 2 一般調査期日 令和8年3月5日午後1時50分 令和7年12月1日 大阪地方裁判所第6民事部

破産債権の特別調査期日	令和6年(フ)第17号 茨城県日立市滑川町2丁目1番7号 破産者 有限会社佐々木電材工業 特別調査期日 令和8年1月19日午前10時20分 令和7年12月1日 水戸地方裁判所日立支部 書面による計算報告 次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならぬ。 令和7年(フ)第234号 宮崎市太田1丁目3番18号 YOUNICO-HOⅡ 201号、開始決定時の住所宮崎市佐土原町下那珂1901番地23 破産者 濑川 浩美(旧姓村上) 異議申述期間 令和8年1月13日まで 令和7年12月2日 宮崎地方裁判所破産係 令和7年(フ)第3820号 大阪府茨木市寺田町20番27号 破産者 以心興業こと 中谷 靖 異議申述期間 令和8年1月26日まで 令和7年12月1日 大阪地方裁判所第6民事部 小規模個人再生による再生手続き開始 令和7年(再イ)第83号 埼玉県草加市稻荷4丁目29番25-1号 再生債務者 若林 靖雄 1 決定年月日時 令和7年12月1日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月22日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月5日から令和8年1月13日まで さいたま地方裁判所越谷支部再生係 令和7年(再イ)第102号 埼玉県高市大字高富21番地3 再生債務者 杉田 裕二 1 決定年月日時 令和7年12月1日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月22日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月5日から令和8年1月13日まで さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(再イ)第103号	埼玉県所沢市大字久米1372番地の56 再生債務者 廣瀬 紘治 1 決定年月日時 令和7年12月1日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月22日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月5日から令和8年1月13日まで 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(再イ)第274号	札幌市手稲区明日風5丁目18番10号 再生債務者 隅田 一光 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月23日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月6日から令和8年1月13日まで 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(再イ)第275号	札幌市手稲区明日風5丁目18番10号 再生債務者 隅田 文 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月23日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月6日から令和8年1月13日まで 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(再イ)第17号	北海道苫小牧市拓勇東町4丁目6番28号 再生債務者 渡辺 純也 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月23日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月6日から令和8年1月13日まで 札幌地方裁判所苫小牧支部
令和7年(再イ)第55号	神奈川県小田原市国府津2471-1 メゾン富士見101 再生債務者 古矢 俊 1 決定年月日時 令和7年12月2日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月23日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月6日から令和8年1月13日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和7年（再イ）第91号 静岡市清水区能島297番地の1 再生債務者 杉山 知美 1 決定年月日時 令和7年12月2日前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月23日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月5日から令和8年1月13日まで 静岡地方裁判所民事第2部	令和7年（再イ）第136号 仙台市泉区歩坂町8番8号 レオパレス歩坂101 再生債務者 板垣 隆登 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月26日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月9日から令和8年1月30日まで 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年11月28日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月26日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月9日から令和8年1月30日まで 仙台地方裁判所第4民事部
令和7年（再イ）第8号 愛媛県今治市伯方町木浦甲4512番地5 福仲マンション303号室（前住所）愛媛県今治市東鳥生町3丁目4番24号 レジェンドⅡ101号室 再生債務者 柿元 英治 1 決定年月日時 令和7年12月2日前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月23日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月9日から令和8年1月16日まで 松山地方裁判所今治支部	令和7年（再イ）第14号 宮城県石巻市松並1丁目4番地25 再生債務者 藤野 利久 1 決定年月日時 令和7年12月1日前5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月26日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月13日から令和8年1月26日まで 仙台地方裁判所石巻支部再生係	令和7年（再イ）第39号 金沢市円光寺本町17番32—1号 再生債務者 米尾 祐人 1 決定年月日時 令和7年12月2日前3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月26日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月6日から令和8年1月20日まで 金沢地方裁判所民事部
令和7年（再イ）第4号 山口県長門市油谷川尻91番地1 再生債務者 中尾 浩 1 決定年月日時 令和7年11月27日前5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月24日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月5日から令和8年1月13日まで 山口地方裁判所萩支部	令和7年（再イ）第303号 埼玉県川口市大字峯250—1—108 再生債務者 竹中 浩 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月26日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月9日から令和8年1月30日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（再イ）第105号 岡山市東区久保335番地13 カトレアコンドミニアム201 再生債務者 赤松 智樹 1 決定年月日時 令和7年12月1日前2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月26日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月5日から令和8年1月15日まで 岡山地方裁判所第3民事部
令和7年（再イ）第46号 和歌山県岩出市湯窪13番地の7 再生債務者 同道 友紀 1 決定年月日時 令和7年12月1日前1時30分 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月25日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月5日から令和8年1月20日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係	令和7年（再イ）第424号 東京都大田区仲六郷2—17—4 再生債務者 愛甲 純士 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月26日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月9日から令和8年1月30日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（再イ）第16号 岡山県津市杉宮723番地2 再生債務者 市原 智浩 1 決定年月日時 令和7年12月1日前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月26日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月5日から令和8年1月15日まで 岡山地方裁判所津山支部
令和7年（再イ）第517号 東京都立川市若葉町4—25—1 33—302 再生債務者 中屋敷克仁	令和7年（再イ）第114号 仙台市青葉区国見6丁目37番1号 ダイアパレスラビュータ国見D—111 再生債務者 吉田 喜章 1 決定年月日時 令和7年12月1日前5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	3 再生債権の届出期間 令和8年1月5日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月13日から令和8年1月26日まで 仙台地方裁判所第4民事部
		令和7年（再イ）第126号 仙台市泉区明石南3丁目4番地の2 シュメールⅡ—201 再生債務者 佐藤 優 1 決定年月日時 令和7年12月1日前5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月5日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月13日から令和8年1月26日まで 仙台地方裁判所第4民事部
		令和7年（再イ）第128号 宮城県宮城郡七ヶ浜町汐見台南2丁目19番地の9 再生債務者 星 和樹 1 決定年月日時 令和7年12月1日前5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月5日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月13日から令和8年1月26日まで 仙台地方裁判所第4民事部
		令和7年（再イ）第138号 宮城県岩沼市里の杜3丁目7番7—1309号 再生債務者 高橋 豪 1 決定年月日時 令和7年12月1日前5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月5日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月13日から令和8年1月26日まで 仙台地方裁判所第4民事部
		令和7年（再イ）第10号 秋田県仙北市田沢湖生保内字造道29番地12 再生債務者 高津貢太郎 1 決定年月日時 令和7年12月1日前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月5日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月13日から令和8年1月26日まで 秋田地方裁判所大曲支部

令和7年（再イ）第32号 茨城県取手市新取手5丁目14番16号 再生債務者 岡野 豊 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月5日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月13日から令和8年2月3日まで 水戸地方裁判所龍ヶ崎支部	令和7年（再イ）第41号 埼玉県深谷市岡3539番地 再生債務者 茂木 貞男 1 決定年月日時 令和7年12月1日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月5日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月13日から令和8年2月3日まで 前橋地方裁判所高崎支部	令和7年（再イ）第134号 東京都八王子市鎌水2丁目85番地88 再生債務者 長壁百合子 1 決定年月日時 令和7年12月2日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月5日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月13日から令和8年2月3日まで 静岡地方裁判所富士支部破産係
令和7年（再イ）第33号 茨城県守谷市美園1丁目12番地10 再生債務者 田中 勝志 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月5日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月13日から令和8年2月3日まで 水戸地方裁判所龍ヶ崎支部	令和7年（再イ）第430号 東京都練馬区西大泉4-19-9 再生債務者 武田 康宏 1 決定年月日時 令和7年12月1日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月5日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月13日から令和8年2月3日まで さいたま地方裁判所熊谷支部	令和7年（再イ）第136号 東京都府中市白糸台3丁目19番地の12府中白糸台サニーコート103 再生債務者 山本 直哉 1 決定年月日時 令和7年12月2日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月5日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月6日から令和8年1月20日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年（再イ）第56号 群馬県渋川市渋川1587番地6 再生債務者 狩野 仁 1 決定年月日時 令和7年12月2日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月5日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月13日から令和8年2月3日まで 前橋地方裁判所民事部破産再生係	令和7年（再イ）第511号 東京都東大和市向原1-5-1 コンフリエ向原1-A201 再生債務者 横山 三鈴 1 決定年月日時 令和7年12月1日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月5日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月13日から令和8年2月3日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（再イ）第85号 新潟市江南区西町5丁目4番37号 再生債務者 小林 佳介 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月5日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月13日から令和8年2月3日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年（再イ）第69号 群馬県前橋市朝倉町121番地 ドルチェ 203号 再生債務者 晓山 和典 1 決定年月日時 令和7年12月2日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月5日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月13日から令和8年2月3日まで 前橋地方裁判所民事部破産再生係	令和7年（再イ）第524号 東京都板橋区四葉2-21-26-106（住民票上の住所）新潟県新潟市北区木崎2948-35 再生債務者 佐々木将照 1 決定年月日時 令和7年12月1日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月5日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月13日から令和8年2月3日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（再イ）第85号 新潟市北区早通北2丁目12番15号 再生債務者 江部 直樹 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月5日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月13日から令和8年2月3日まで 新潟地方裁判所民事部
令和7年（再イ）第32号 群馬県高崎市中尾町664番地156 再生債務者 中島 慶史 1 決定年月日時 令和7年12月1日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	令和7年（再イ）第38号 静岡県富士宮市野中996番地の3 再生債務者 渡邊 廉 1 決定年月日時 令和7年12月2日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	令和7年（再イ）第30号 高知県南国市植田1250番地7 再生債務者 門田 奈緒 1 決定年月日時 令和7年12月2日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月5日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月6日から令和8年1月20日まで 高知地方裁判所民事部個人再生係

令和7年（再イ）第7号 熊本県玉名郡長洲町大字宮野1100番地2 再生債務者 西田 紗	1 決議に付する再生計画案 令和7年11月14日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 15日まで 令和7年11月28日 東京地方裁判所民事第20部	1 決議に付する再生計画案 令和7年11月5日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 18日まで 令和7年12月1日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	令和7年（再イ）第236号 名古屋市守山区小幡太田1番8号 アーバン ラフレ小幡7号棟103号 再生債務者 前之園浩介
1 決定年月日時 令和7年12月1日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月5日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月13日から令和8年1月19日まで	東京都大田区南雪谷2-17-7-502 再生債務者 吉岡知恵子	令和7年（再イ）第225号 東京都新宿区市谷長延寺町8番地 都営長延寺アパート3-401号 再生債務者 小野寺隆志	1 決議に付する再生計画案 令和7年10月27日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 22日まで 令和7年12月1日 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年（再イ）第22号 熊本地方裁判所玉名支部 沖縄県沖縄市高原1丁目9番32号 崎原マンション202号 再生債務者 千葉 敏子	1 決議に付する再生計画案 令和7年11月4日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 15日まで 令和7年11月28日 東京地方裁判所民事第20部	1 決議に付する再生計画案 令和7年11月25日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 19日まで 令和7年12月1日 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（再イ）第39号 盛岡市松園2丁目7番7号 再生債務者 大石 修
1 決定年月日時 令和7年12月1日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月5日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月13日から令和8年1月19日まで	千葉市中央区南生実町1282番地4 再生債務者 大友 栄一	1 決議に付する再生計画案 令和7年10月28日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 18日まで 令和7年12月1日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	1 決議に付する再生計画案 令和7年11月20日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 23日まで 令和7年12月2日 盛岡地方裁判所第2民事部
令和7年（再イ）第372号 那覇地方裁判所沖縄支部破産係 大阪市北区中崎西4丁目3番6-601号 再生債務者 出口 正夫	1 決議に付する再生計画案 令和7年10月28日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 18日まで 令和7年12月1日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	1 決議に付する再生計画案 令和7年11月19日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 22日まで 令和7年12月1日 さいたま地方裁判所第3民事部	令和7年（再イ）第15号 山形県南陽市郡山1029番地の31 再生債務者 稲村 調（旧姓梅津）
1 決定年月日時 令和7年12月1日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月9日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月9日から令和8年1月23日まで	千葉県市原市ちはら台西6丁目37番地19 再生債務者 加藤 淳子	1 決議に付する再生計画案 令和7年11月27日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 18日まで 令和7年12月1日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	1 決議に付する再生計画案 令和7年11月25日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 23日まで 令和7年12月2日 山形地方裁判所米沢支部
令和7年（再イ）第500号 大阪地方裁判所第6民事部 大阪市淀川区三津屋中2丁目4番2号 再生債務者 長瀬 亮平	1 決議に付する再生計画案 令和7年11月27日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 18日まで 令和7年12月1日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	1 決議に付する再生計画案 令和7年11月25日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 22日まで 令和7年12月1日 さいたま地方裁判所越谷支部再生係	令和7年（再イ）第8号 長野県佐久市臼田2540番地14 再生債務者 堀内美恵子
1 決定年月日時 令和7年12月1日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月9日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月9日から令和8年1月23日まで	千葉県船橋市宮本6丁目27番16号 ハイツ武内201号 再生債務者 田中 弘道	1 決議に付する再生計画案 令和7年11月21日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 18日まで 令和7年12月1日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	1 決議に付する再生計画案 令和7年11月5日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 23日まで 令和7年12月2日 長野地方裁判所佐久支部
小規模個人再生による書面決議に付する決定 大阪地方裁判所第6民事部 東京都福生市大字熊川853-33-203 再生債務者 米久保 謙	1 決議に付する再生計画案 令和7年11月21日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 18日まで 令和7年12月1日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	1 決議に付する再生計画案 令和7年11月5日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 22日まで 令和7年12月1日 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年（再イ）第69号 静岡県焼津市大村1丁目10番地の2 再生債務者 神谷 弘和
令和7年（再イ）第220号	千葉県市川市下新宿9番11号 再生債務者 中澤 直之		1 決議に付する再生計画案 令和7年11月14日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 23日まで 令和7年12月2日 静岡地方裁判所民事第2部

令和7年（再イ）第26号 静岡県駿東郡長泉町下土狩1092番地の4 再生債務者 下山 智則 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月14日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 23日まで 令和7年12月2日 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係	1 決議に付する再生計画案 令和7年11月26日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 23日まで 令和7年12月2日 佐賀地方裁判所民事部破産係	令和7年（再イ）第69号 埼玉県飯能市大字前ヶ貫269番地6 再生債務者 森下 正浩 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月26日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 5日まで 令和7年12月1日 さいたま地方裁判所川越支部	令和7年（再イ）第22号 島根県松江市浜乃木4丁目10番68-202号 グランソフィア 再生債務者 内田 泰裕 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月4日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 5日まで 令和7年12月1日 松江地方裁判所民事部
令和7年（再イ）第38号 静岡県駿東郡長泉町下長窪935番地の21 再生債務者 富沢 玄貴 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月14日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 23日まで 令和7年12月2日 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係	1 決議に付する再生計画案 令和7年11月26日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 24日まで 令和7年12月1日 宇都宮地方裁判所栃木支部	令和7年（再イ）第1号 滋賀県彦根市南川瀬町1224番地5 再生債務者 立川 純平 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月26日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 5日まで 令和7年12月1日 大津地方裁判所彦根支部	令和7年（再イ）第16号 佐賀県嬉野市塩田町大字大草野甲15番地 再生債務者 大園 弘 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月28日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 5日まで 令和7年12月2日 佐賀地方裁判所武雄支部破産再生係
令和7年（再イ）第66号 愛知県高浜市二池町2丁目2番地20 再生債務者 佐々木 太 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月17日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 23日まで 令和7年12月2日 名古屋地方裁判所岡崎支部	1 決議に付する再生計画案 令和7年11月28日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 26日まで 令和7年12月2日 宇都宮地方裁判所栃木支部	令和7年（再イ）第93号 京都市伏見区日野西川頬1番地15 再生債務者 大橋 知之 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月26日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 5日まで 令和7年12月2日 京都地方裁判所第5民事部再生係	令和7年（再イ）第17号 佐賀県伊万里市黒川町小黒川340番地2 再生債務者 杵鳴 哲郎 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月1日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 5日まで 令和7年12月2日 佐賀地方裁判所武雄支部破産再生係
令和7年（再イ）第30号 三重県津市未広町4番16号 再生債務者 坂井外装こと 坂井 誠 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月20日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 23日まで 令和7年12月2日 津地方裁判所再生係	1 決議に付する再生計画案 令和7年11月12日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 26日まで 令和7年11月28日 神戸地方裁判所豊岡支部再生係	令和7年（再イ）第4号 大阪市都島区都島北通2丁目14番4号 エク セレントⅡ都島・山崎 203号 再生債務者 渡邊 順子 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月29日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 5日まで 令和7年12月1日 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（再イ）第27号 群馬県太田市大原町502番地1 再生債務者 角橋 正一 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月30日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 6日まで 令和7年12月2日 前橋地方裁判所太田支部
令和7年（再イ）第17号 佐賀県神埼市神埼町志波屋1880番地7 再生債務者 田代 修一 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月2日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 23日まで 令和7年12月2日 佐賀地方裁判所民事部破産係	1 決議に付する再生計画案 令和7年11月18日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 5日まで 令和7年12月2日 函館地方裁判所	令和7年（再イ）第449号 大阪府守口市寺内町2丁目4番20-1104号 再生債務者 稲本 菜摘 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月20日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 5日まで 令和7年12月1日 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（再イ）第111号 神戸市北区唐櫃台2丁目50番13号 再生債務者 廣田 昌彦 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月7日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12 月22日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 22日まで 令和7年12月1日 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係
令和7年（再イ）第31号 佐賀市鍋島町大字森田2280番地2 再生債務者 池田 浩	1 決議に付する再生計画案 令和7年11月26日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 5日まで 令和7年12月2日 秋田地方裁判所大曲支部		

令和7年（再イ）第54号
兵庫県尼崎市西川2丁目11番16号小寺ハイツ303号
再生債務者 元島 明美
1 決議に付する再生計画案 令和7年11月6日付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12月22日
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月22日まで
令和7年12月1日 神戸地方裁判所尼崎支部
令和7年（再イ）第67号
兵庫県尼崎市西昆陽2丁目33番35-3号
再生債務者 山本 将司
1 決議に付する再生計画案 令和7年11月7日付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12月22日
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月22日まで
令和7年12月1日 神戸地方裁判所尼崎支部
令和7年（再イ）第94号
福岡県中間市通谷1丁目32番10-601号 ハビテ通谷
再生債務者 三芳 典明
1 決議に付する再生計画案 令和7年11月19日付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12月22日
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月22日まで
令和7年12月1日
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年（再イ）第10号
香川県さぬき市鴨庄3020番地5
再生債務者 真部真理子
1 決議に付する再生計画案 令和7年11月13日付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1月5日
3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月5日まで
令和7年12月2日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和7年（再イ）第27号
香川県高松市太田下町2449番地3 サーパス伏石駅前1103号
再生債務者 前田 祐
1 決議に付する再生計画案 令和7年11月14日付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1月5日
3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月5日まで
令和7年12月2日
高松地方裁判所民事部破産・再生係
小規模個人再生による再生手続廃止
令和7年（再イ）第55号
兵庫県尼崎市昭和南通7丁目180番地の1レーヴメゾン尼崎昭和通701
再生債務者 櫻木 剛
1 主文 本件再生手続を廃止する。
2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法237条1項に定める事由がある。
令和7年12月1日 神戸地方裁判所尼崎支部
給与所得者等再生による再生手続開始
令和7年（再口）第3号
青森市原別8丁目5番23号
再生債務者 菊地 優子
1 決定年月日時 令和7年12月2日午後1時30分
2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年12月23日まで
4 一般異議申述期間 令和8年1月5日から令和8年1月13日まで
青森地方裁判所民事部再生係
給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取
令和7年（再口）第2号
岩手県紫波郡紫波町片寄字源氏谷地113番地
再生債務者 松川 明敬
1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年11月25日付け再生計画案
2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
3 2の書面の提出期間 令和7年12月23日まで
令和7年12月2日
盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年（再口）第5号
神奈川県厚木市森の里4丁目30番4-203号
再生債務者 工藤 道尚
1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年11月18日付け再生計画案
2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
3 2の書面の提出期間 令和7年12月26日まで
令和7年12月2日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係
令和7年（再口）第3号
香川県観音寺市豊浜町和田浜605番地
再生債務者 田井 研三
1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年11月25日付け再生計画案
2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
3 2の書面の提出期間 令和8年1月5日まで
令和7年12月2日
高松地方裁判所観音寺支部
令和7年（再口）第1号
青森県弘前市大字富田町76番地 エトワール弘前第5-301号
再生債務者 鈴木 久雄
1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年11月29日付け再生計画案
2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
3 2の書面の提出期間 令和8年1月6日まで
令和7年12月2日 青森地方裁判所弘前支部
給与所得者等再生による再生計画認可
令和7年（再口）第4号
札幌市北区新川西4条3丁目2番12号
再生債務者 谷口 覚
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年11月26までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年12月2日
札幌地方裁判所民事第4部
給与所得者等再生による再生手続廃止
令和7年（再口）第2号
埼玉県入間市大字新光300番地151
再生債務者 天野 敦

1 主文 本件再生手続を廃止する。
2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法243条2号に定める事由がある。
令和7年12月1日
さいたま地方裁判所川越支部

企業年金基金変更公告

エヌ・ティ・ティ企業年金基金の名称に変更があつたので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第9条の規定により、次のように公告します。

- 1 変更後の基金の名称 NTT企業年金基金
- 2 変更前の基金の名称 エヌ・ティ・ティ企業年金基金
- 3 変更年月日 令和7年12月1日
令和7年12月10日 NTT企業年金基金
理事長 坂本 秀治

特定空家等に関する公告

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物について、その所有者等を確知することができないので、同法第22条第10項の規定により次のとおり公告する。

令和7年12月10日 西予市長 管家 一夫

- 1 建築物の所在地
西予市明浜町高山甲3365番地1
- 2 建築物の情報
種類 居宅
構造 木造瓦葺2階建
延べ面積 70.38平方メートル
- 3 所有者等が行うべき措置の内容
建築物の除却
- 4 措置の期限 令和8年1月5日
期限までに3の措置が行われない場合は、市長又はその措置を命じた者若しくは委任した者（以下「市長等」という。）が、当該措置を行う。
- 5 動産等の取扱い
市長等が当該建築物の除却を行うときは、建築物の内部及びその敷地に残置されている動産等を撤去処分する。
動産等について権利等を主張しようとする者は、措置の期限までに運び出し、又はその物を指定して保管し、若しくは引き渡すよう、次の問い合わせ先へ通知すること。
- 6 問い合わせ先
〒797-8501 愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目434番地1 西予市建設部建設課
電話0894-62-6410

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <https://www.lne.com/ir/notice>

(乙) <https://www.lhundredmusic.co.jp/notice>

令和七年十二月十日 東京都渋谷区代々木四丁目三三一一一メーシンビルミレニアム六F

(甲) 株式会社1HUNDRED 代表取締役 鈴木 玄

東京都世田谷区北沢三一三一九

(乙) 株式会社1HUNDRED MU SIC 代表取締役 鈴木 玄

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 揭載 官報
掲載の日付 令和七年六月十日
掲載頁 七十五頁 (号外第一二七号)

(乙) 計算書類の公表義務はありません。

(丙) 揭載 官報
掲載の日付 令和七年十一月十八日
掲載頁 五十七頁 (号外第二五三号)

(丁) 揭載 官報
掲載の日付 令和七年八月二十日
掲載頁 九十四頁 (号外第一八八号)

令和七年十二月十日 横浜市中区尾上町五丁目七六番地
(甲) 株式会社明治屋 代表取締役 磯野太市郎

大阪市中央区南本町二丁目二番二号
(乙) 合名会社中央亭 社員 株式会社明治屋

職務執行者 磯野太市郎

神戸市中央区東川崎町一丁目六番一号
(丙) 株式会社中央亭 代表取締役 金子 聖
(丁) 株式会社エムワイ 代表取締役 宮崎 正樹

組織変更公告

当社(甲)は吸收分割により明治ホールディングス株式会社(乙)、東京都中央区京橋二丁目四番一六号)が保有するKMBアイオロジクス株式会社の普通株式(五千八百株)を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <https://www.meiji-seika-pharma.co.jp/>

(乙) 金融商品取引法による有価証券報告書提出 済。

令和七年十二月十日 東京都中央区京橋二丁目四番一六号
Meiji Seikaファルマ株式会社 代表取締役 永里 敏秋

組織変更公告

当農事組合法人は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日です。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る財産目録及び貸借対照表は主たる事務所に備え置いてあります。

組織変更後の商号は株式会社FS・クルーとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、財産目録及び貸借対照表は、当法人の主たる事務所に備え置いてあります。

令和七年十二月十日 岩手県盛岡市下飯岡一四地割二八九番地四

農事組合法人FS・クルー 理事 藤村 勉

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月十日 大阪市北区西天満五丁目一一番四号三〇三号室
アイテック機工合同会社 代表社員 樋口 照彦

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月十日 大阪市平野区加美正覚寺一丁目二五番一
合同会社神楽 代表社員 キンソル

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月十日 長野県佐久市岩村田一〇七五番地二
Human Power 代表社員 中里 喜子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <https://www.iiris.com/>

(乙) 有限会社ダイクレ商事 代表取締役 土井 正夫

組織変更公告

当農事組合法人は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日です。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る財産目録及び貸借対照表は主たる事務所に備え置いてあります。

組織変更後の商号は富田営農 理事 塚田 文彦

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <https://www.bccj94.com/>

(乙) 株式会社BCCJ 代表取締役 杉本 勇次

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <https://www.international-human-power.com/>

(乙) 合同会社神楽 代表社員 中里 喜子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <https://www.iiris.com/>

(乙) 有限会社光和ステレート 代表取締役 鳴輪 幸治

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年二月一日に変更いたしましたので公表します。

令和七年十二月十日 广島県吳市築地一四号

組織変更公告

当農事組合法人は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日です。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る財産目録及び貸借対照表は主たる事務所に備え置いてあります。

組織変更後の商号は富田営農 理事 塚田 文彦

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <https://www.bccj94.com/>

(乙) 株式会社BCCJ 代表取締役 杉本 勇次

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <https://www.international-human-power.com/>

(乙) 合同会社神楽 代表社員 中里 喜子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千五百万円減少し一億円とし、減少額の全額を資本準備金とするにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載

官報

掲載の日付

令和七年八月二十日

掲載頁

一〇八頁（号外第一八八号）

令和七年十二月十日

名古屋市東区東桜一丁目一三番三号 NHK
名古屋放送セントナービル一六階
株式会社エイストボックス
代表取締役 鈴木修一郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九百万円減少し九百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年一月三十一日であり、株主総会の決議は、令和七年十二月一日に終了しておりました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月十日

香川県高松市多肥上町二三八三番地一
丸五企業有限会社
取締役 川田 直紀

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年十一月三十日を基準日と定め、そ

同日十七時現在の株主名簿上の株主をもつて、その所有する普通株式及び甲種類株式のそれぞれ一株を十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年十二月十日

福岡県大野城市川久保三丁目一番三号
ニックシステムズ株式会社
代表取締役 松浦 豊喜

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和七年十二月十日
東京都足立区入谷七丁目二二番一〇号
関東フオーリフトサービス株式会社
代表取締役 松尾 善行

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和七年十二月十日
兵庫県神戸市中央区磯辺通二丁目二番一〇号
義勇海運株式会社

代表取締役 橋本 陽

株式併合につき通知公告

当社は、株式一〇〇株を一株に併合することにいたしましたので公告します。

令和七年十二月十日
東京都北区王子四丁目九番五号
進和株式会社

代表取締役 倪 昌浩

限定期定承認公告

当社は、効力発生日は令和七年十二月三十一日であります。なお、効力発生日は令和七年十二月三十一日であります。

令和七年十二月十日
東京都北区王子四丁目九番五号
鈴木修一郎株式会社エイストボックス
代表取締役 鈴木修一郎

株式併合につき通知公告

当社は、株式一〇〇株を一株に併合することにいたしましたので公告します。

令和七年十二月十日
東京都北区王子四丁目九番五号
川田直紀

被相続人 死亡 柳川 剛久

右被相続人は令和七年八月二十八日死亡し、その相続人は令和七年十二月一日甲府家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者

ルズ甲府七〇四号室

被相続人 死亡 柳川 剛久

右被相続人は令和七年四月十二日死亡し、その相続人は令和七年十二月一日大阪家庭裁判所堺支

所山梨県甲府市中央一丁目五番六号 デュオヒ

三番四号

被相続人 死亡 村田 照明

右被相続人は令和七年四月十二日死亡し、その相続人は令和七年十二月一日大阪家庭裁判所堺支

部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年十二月十日
東京都北区王子四丁目九番五号
川田直紀

被相続人 死亡 柳川 剛久

右被相続人は令和七年八月二十八日死亡し、その相続人は令和七年十二月一日甲府家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者

ルズ甲府七〇四号室

被相続人 死亡 柳川 剛久

右被相続人は令和七年四月十二日死亡し、その相続人は令和七年十二月一日大阪家庭裁判所堺支

部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年十二月十日
東京都北区王子四丁目九番五号
川田直紀

被相続人 死亡 柳川 剛久

右被相続人は令和七年四月十二日死亡し、その相続人は令和七年十二月一日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者

ルズ甲府七〇四号室

被相続人 死亡 柳川 剛久

限定承認公告

本籍大阪府大阪市南住吉一丁目七番、最後の住所大阪府大阪市南住吉一丁目七番三二一二〇四号
被相続人 死亡 田坂 修

右被相続人は令和七年三月三日死亡し、その相続人は令和七年十二月二日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年十二月十日
沖縄県那覇市首里石嶺町四丁目二九二番地
一七 相続財産清算人 森田 勝

左被相続人は令和七年三月三日死亡し、その相続人は令和七年十二月二日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年十二月十日
沖縄県那覇市首里石嶺町四丁目二九二番地
一七 相続財産清算人 森田 勝

右被相続人は令和七年三月三日死亡し、その相続人は令和七年十二月二日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年十二月十日
沖縄県那覇市首里石嶺町四丁目二九二番地
一七 相続財産清算人 森田 勝

右被相続人は令和七年八月六日死亡し、その相続人は令和七年十一月六日那覇家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年十二月十日
沖縄県那覇市首里石嶺町四丁目二九二番地
一七 相続財産清算人 森田 勝